



統計でみる三重の男女共同参画 データブック

2011年度 DATA BOOK

はじめに

1999 (平成11) 年6月、男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法」が施行され、三重県でも翌2000 (平成12) 年1月、全国4番目の早さで「三重県男女共同参画推進条例」が公布され、職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野で様々な取組が進められてきました。

そして、「三重県女性センター」(1994年開館)を2001 (平成13) 年、「三重県男女共同参画センター」に改称し、「情報発信」・「研修学習」・「相談」・「調査研究」・「参画交流」の5本柱で事業を展開しています。

これらの事業を進めるためには、「三重の男女共同参画」の現状を客観的に把握・分析し、取組の基礎資料を蓄積することが必要不可欠です。そこで、2009年度から「統計でみる三重の男女共同参画」調査研究に取り組み、この度データブックが完成いたしました。

このデータブックは、より現状を把握するために、県・全国・国際比較の視点で構成し、国の第3次男女共同参画基本計画の重点項目を取り入れています。さらに、三重県内の男女共同参画の推進状況を把握できる資料として作成しました。

統計の収集、調査にあたっては、県民・関係者の皆様や、監修として三重大学人文学部水落正明准教授、独立行政法人国立女性教育会館から多大な御協力、御指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

統計の背景にある社会のあり様への気づきや分析から、男女共同参画推進の取組の御参考としていただければ幸甚です。

平成24年3月31日

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 所長 柏木 はるみ

目 次

はじめに

第一章

人口・世帯 2

第二章

労働・生活時間 7

第三章

教育と学習 14

第四章

健康と保健 16

第五章

犯罪と暴力 18

第六章

女性と貧困 21

第七章

意思決定の場への女性の参画 23

第八章

農業・漁業分野での女性の参画 30

第九章

男女共同参画に対する意識調査 32

第十章

国際的にみた日本の女性の地位 42

付録資料

国際婦人年から今日までのあゆみ 44

男女共同参画に関する三重県内市町の条例・計画策定状況 46

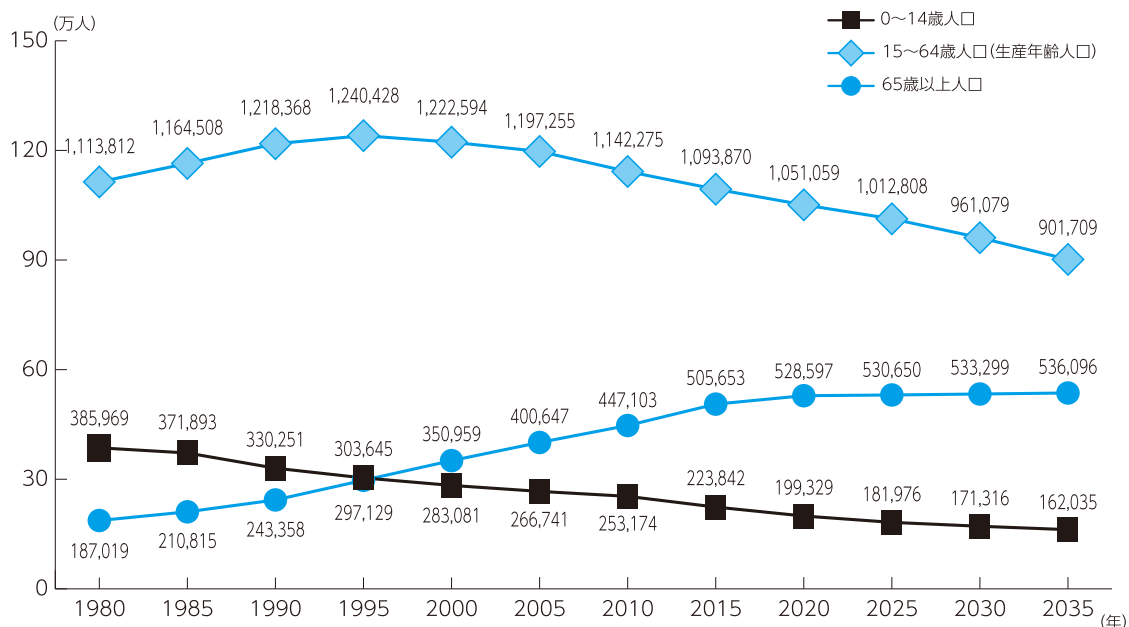
男女共同参画用語 47

資料出所 50

おわりに

◆ 第一章 人口・世帯 ◆

①年齢3区分別人口の推移(三重県)



三重県の2011年総人口は1,848,107人で、内女性割合は約51%、男性割合は約49%。今後も総人口に占める女性割合は高いと想定されています。
 また、三重県の15~64歳人口(生産年齢人口)は1995年をピークに減少傾向にあります。
 年代別では65歳以上人口が年々増加傾向にあり、三重県における高齢者割合は高まっています。

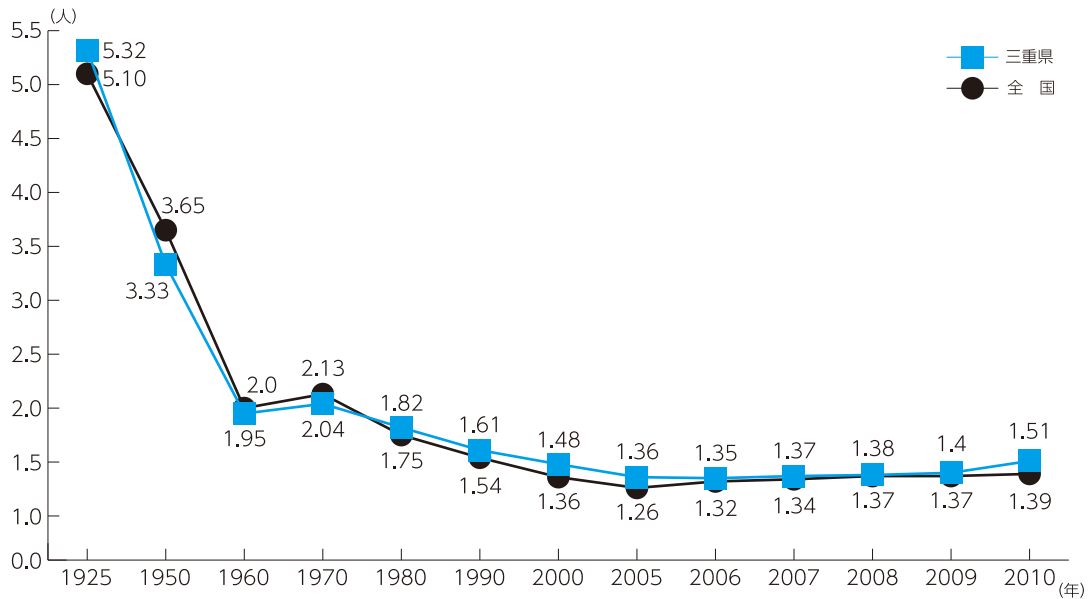
②平均寿命の推移(三重県)

男女とも平均寿命が高まっている

西暦(年)	女性	男性
1965	73.32歳	68.61歳
1975	76.84歳	71.75歳
1985	80.61歳	74.87歳
1995	83.02歳	76.76歳
2005	85.58歳	78.90歳

2005年の平均寿命は女性(85.58歳)全国34位、男性(78.90歳)全国20位です。男女ともに年々平均寿命が高くなっています。

③女性一人当たりの平均出生児数(合計特殊出生率)の推移(三重県・全国)

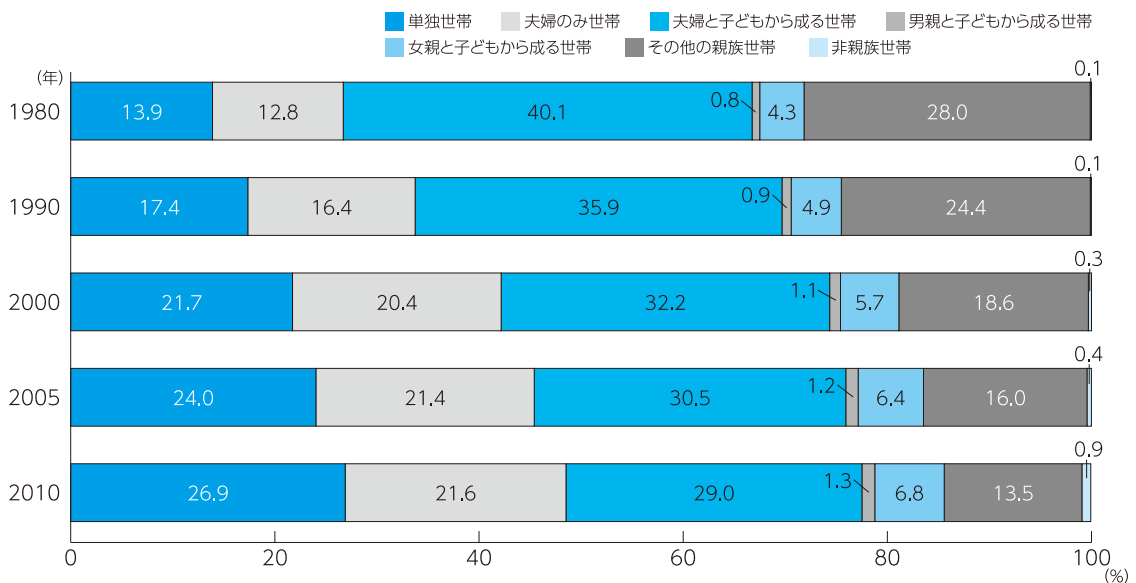


三重県の女性一人当たりの出生児数は、1.51人(2010年)で、現在の日本で同一の人口規模を維持する数値(人口置換水準)2.07を下回る状況が続いており、急速に少子化が進行しています。

世界全体の合計特殊出生率は2.52であり、先進国では1.66ですが、その中でも日本は最も低い国の一つです。

④家族類型別世帯構成割合の推移(三重県)

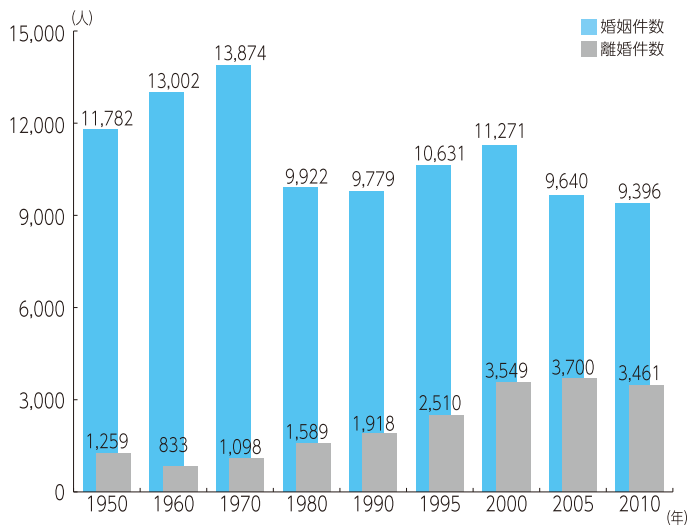
単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもの世帯の増加が続いている



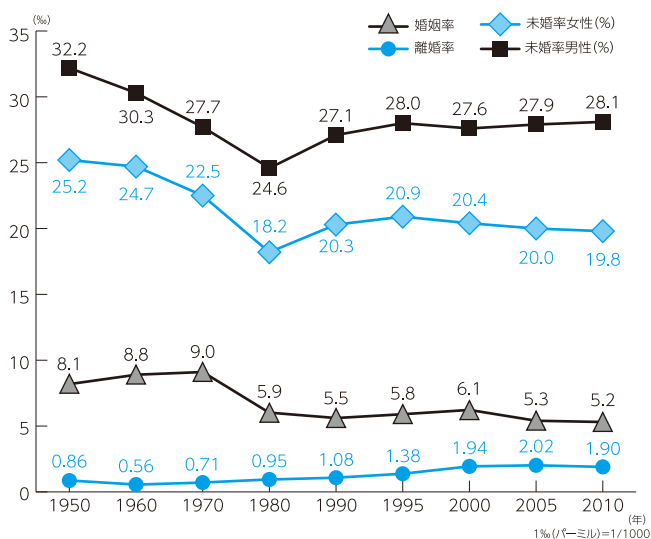
「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子どもの世帯」の増加が続いており、2010年には「単独世帯」「夫婦のみ世帯」で全世帯の約5割を占めています。

⑤ 婚姻・離婚件数の推移(三重県)

婚姻率は下降傾向、離婚率は上昇傾向にある

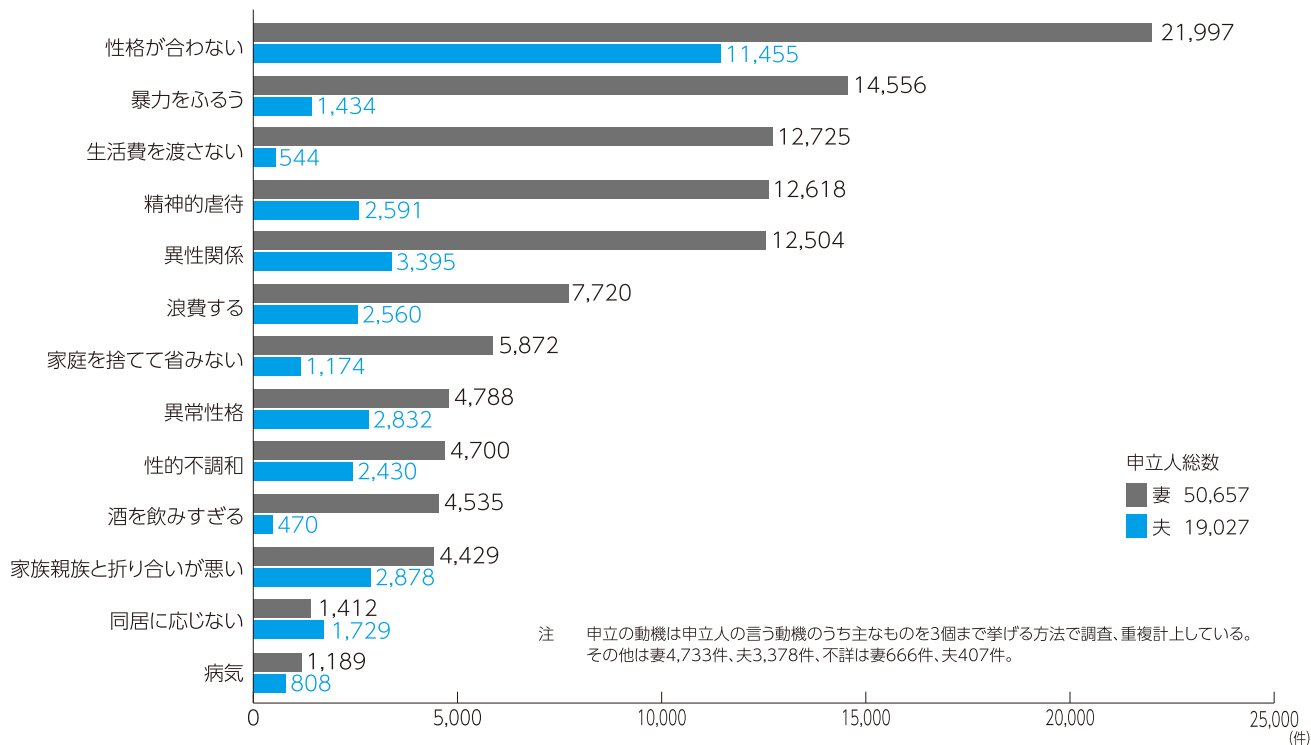


⑥ 婚姻・離婚・未婚率の推移(三重県)



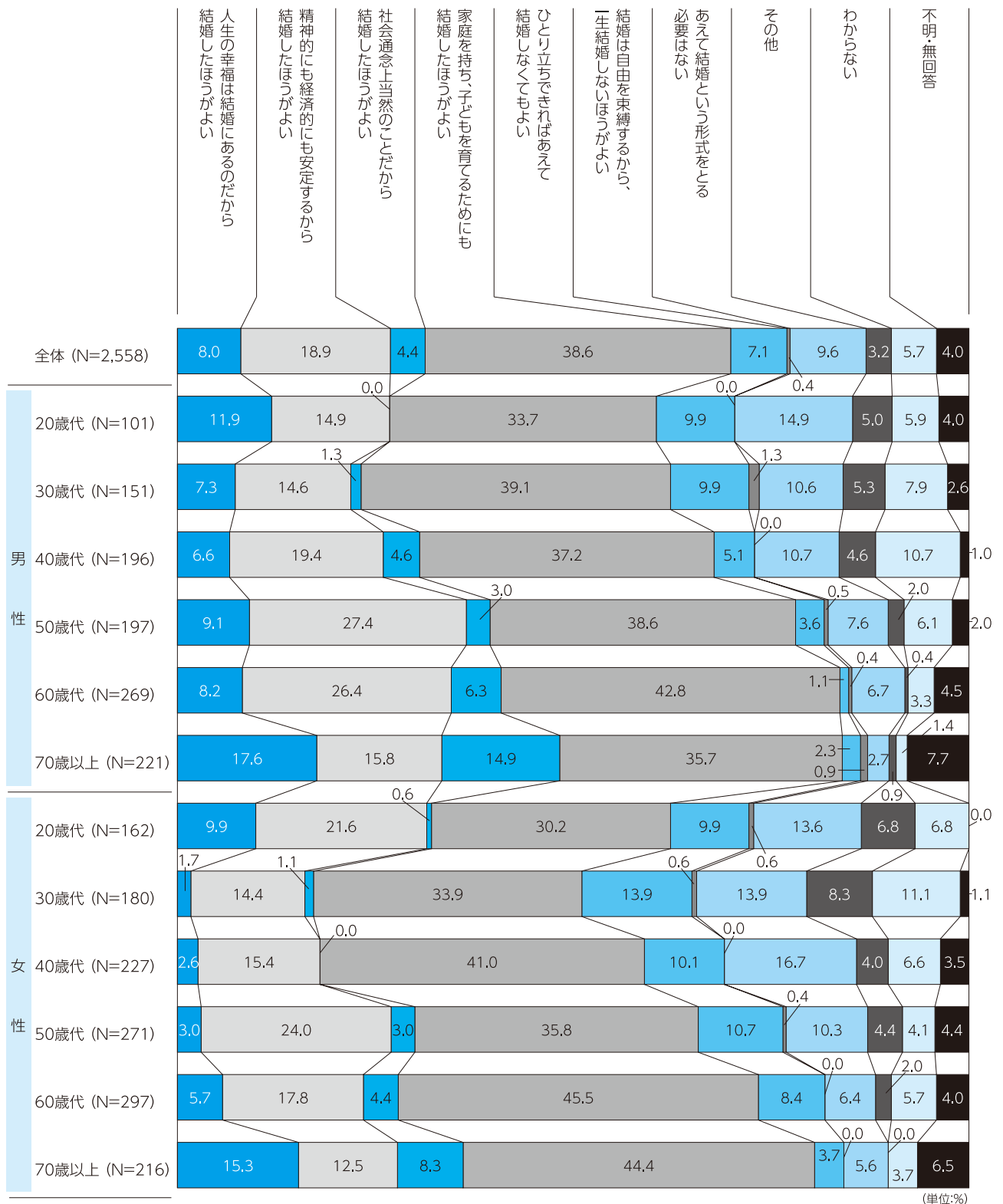
三重県では婚姻率が1970年をピークに以降は下降傾向にあります。また、離婚率、離婚件数は上昇傾向にあります。未婚率は男性の方が高い状況です。

⑦ 申立ての動機別、申立人別婚姻関係事件数(全国、2010年)



離婚の申立人のうち7割が女性で、申立理由は多岐にわたっています。申立動機の第1位は男女ともに「性格が合わない」ですが、女性は「暴力をふるう」「生活費を渡さない」「精神的虐待」「異性関係」がいずれも1万件以上にのぼっています。

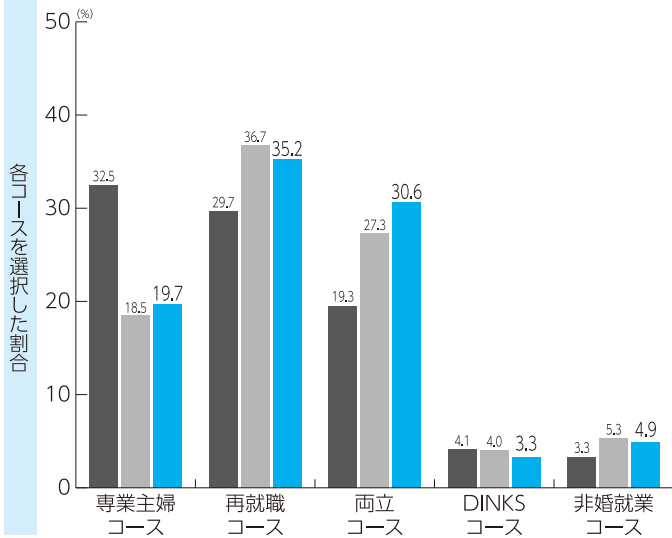
⑧性、年代別にみた結婚についての考え方(三重県、2009年)



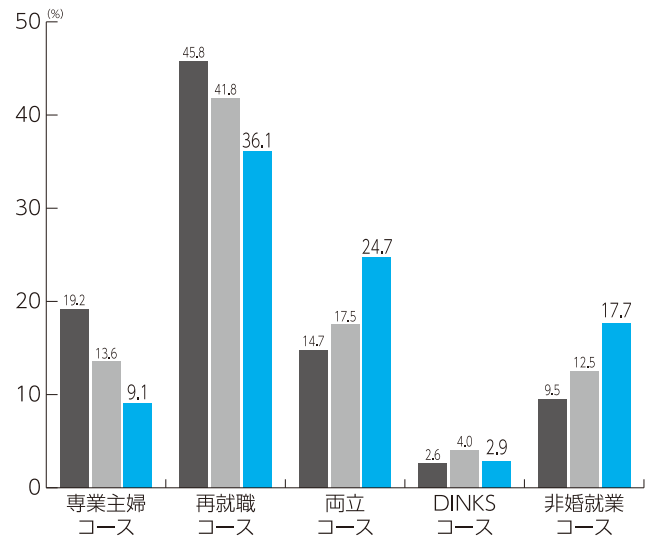
「家庭を持ち、子どもを育てるために結婚したほうがよい」と回答した人が全体的に多い状況です。また、20～40歳代では、「あえて結婚という形式をとる必要はない」と考える人が多く、男女ともに年齢が高くなるほど、「社会通念上当然のことだから結婚したほうがよい」と考える人の割合が高くなっています。

⑨未婚女性の理想・予定のライフコース、および未婚男性が望む女性のライフコース(全国)

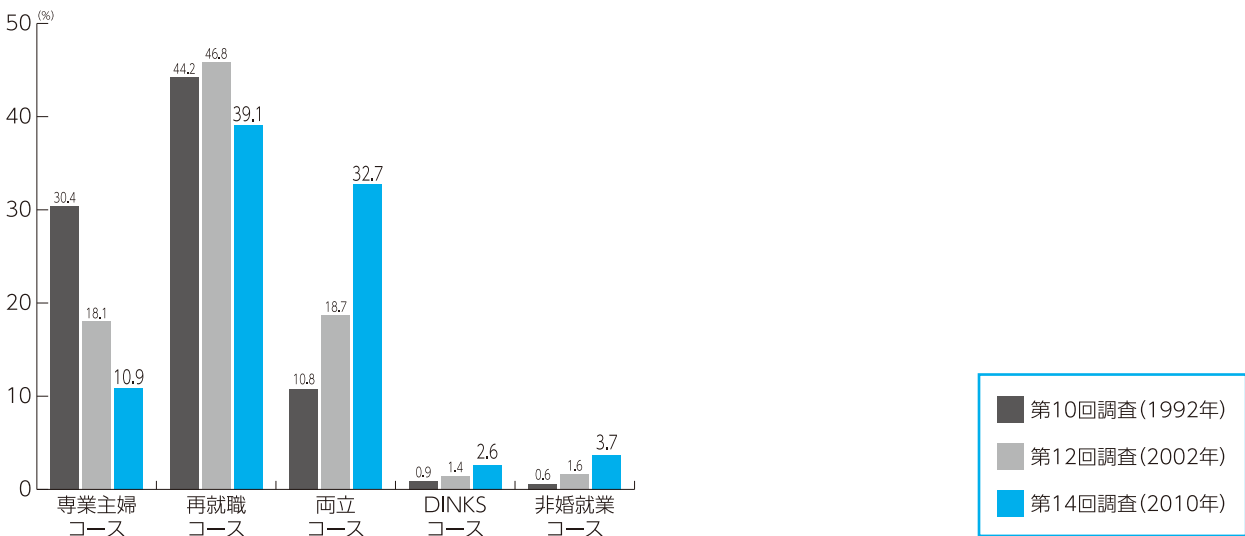
女性の理想ライフコース



女性の予定ライフコース



男性がパートナーに望むライフコース



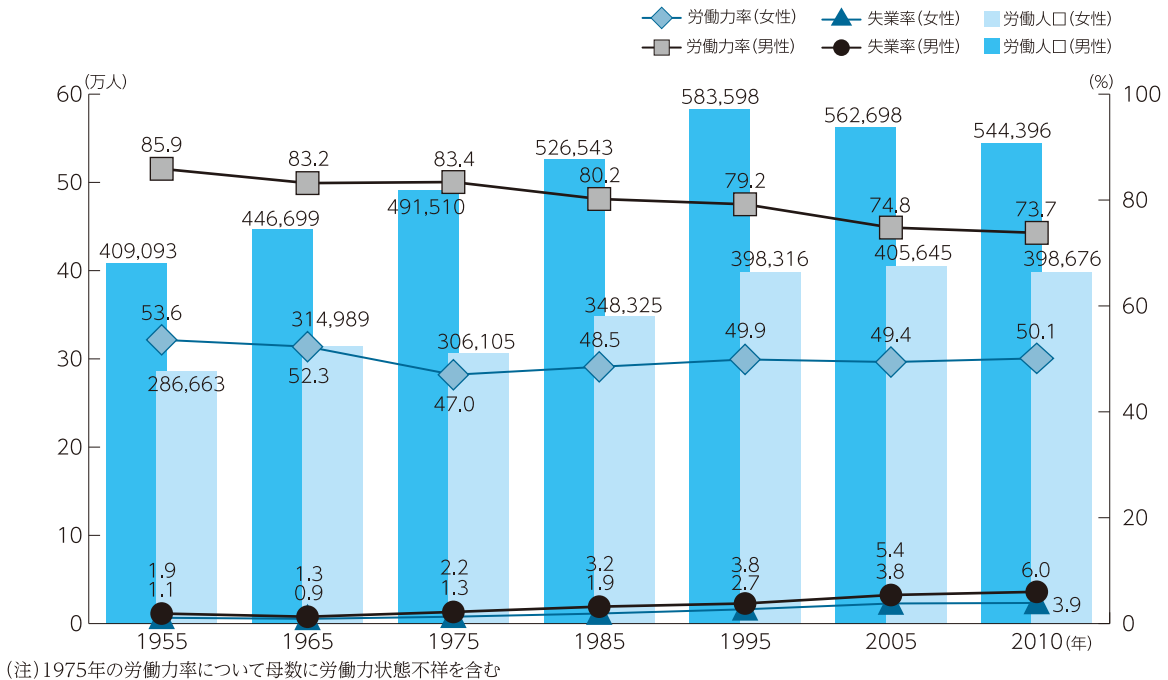
※それぞれのライフコースは「専業主婦コース」結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない。「再就職コース」結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ。「両立コース」結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける。「DINKSコース」結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける。「非婚就業コース」結婚せず、仕事を一生続ける。として名づけている。

女性のライフコースとして、女性の理想・男性の希望ともに「専業主婦」志向が減少し、「両立」志向が増加傾向にあります。予定のライフコースでは、「再就職コース」の割合が全調査において最も高いが、「再就職コース」および「専業主婦コース」は減少傾向にあり、「両立コース」および「非婚就業コース」は増加傾向にあります。

◆ 第二章 労働・生活時間 ◆

⑩性別にみた労働力人口・労働力率・失業率の推移(三重県)

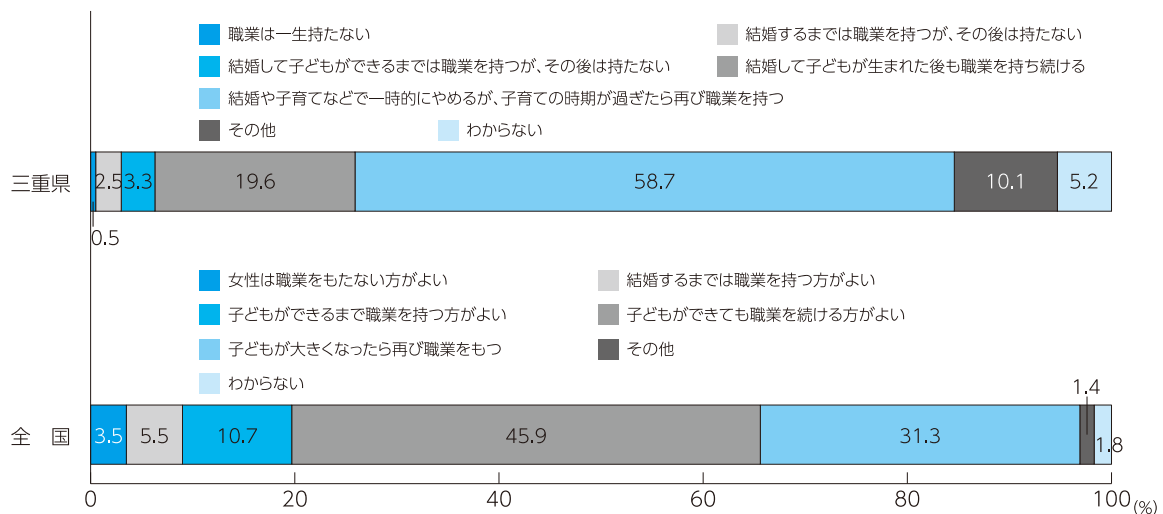
15歳以上における女性の人口のうち労働力は約50%、男性では約74%である



1980年から男女の労働力率の差は縮まりつつありますが、依然男性の労働力率は女性の1.5倍以上です。

⑪「女性の職業への関わり方」についての考え方(三重県・全国、2009年)

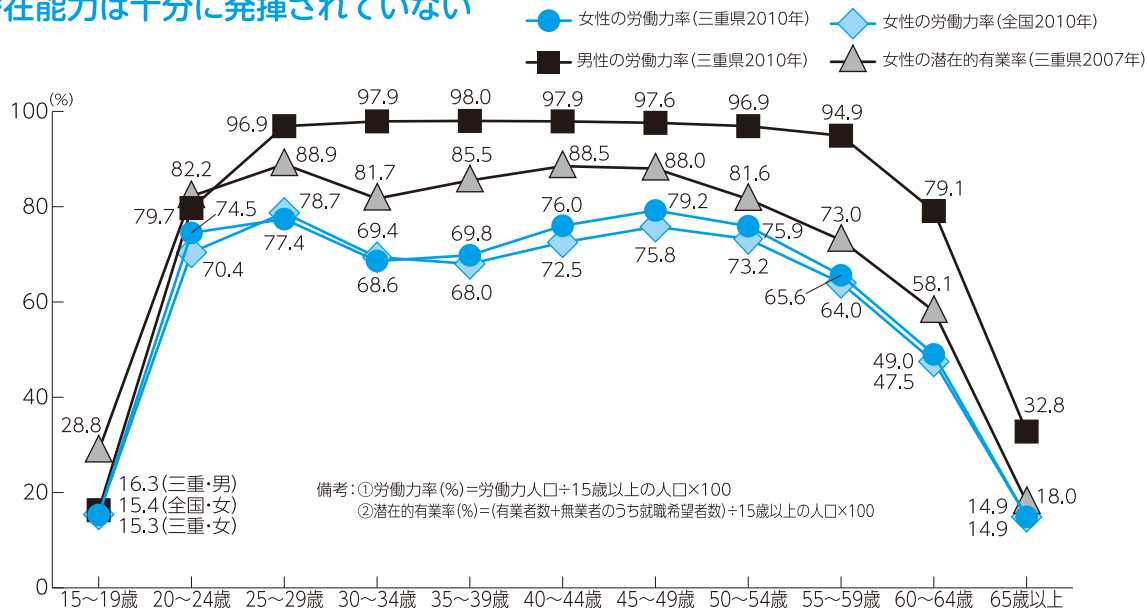
「結婚や子育てなどで一時的にやめるが時期が過ぎたら再び職業を持つ」という意見が一番多い



三重県では、女性の職業への関わり方について「結婚や子育てなどで一時的にやめるが時期が過ぎたら再び職業を持つ」という意見が一番多く58.7%。全国の31.3%に比べ、割合が高い状況です。また「その他」「わからない」という回答も全国に比べ多い状況にあります。

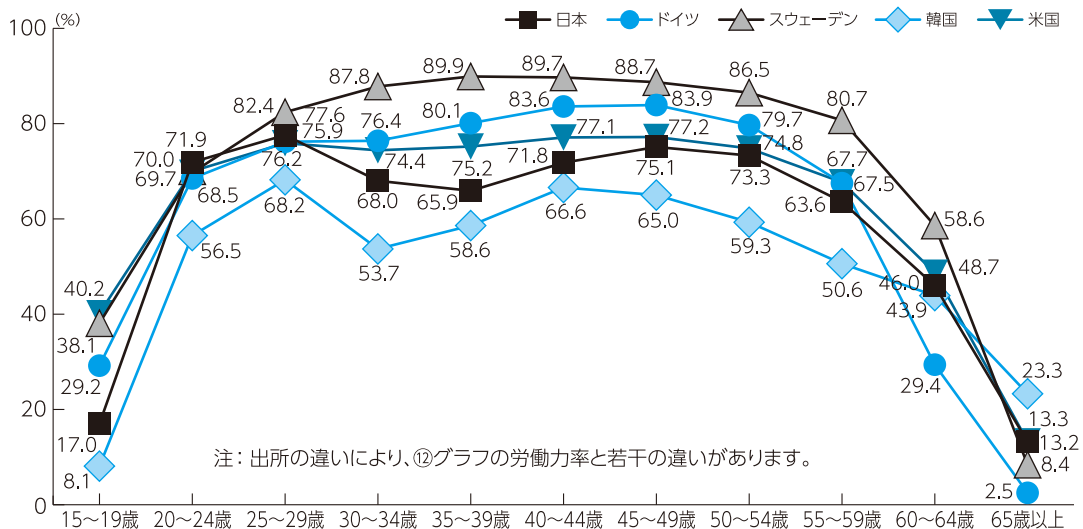
⑫性、年齢階級別労働力率・女性の潜在的有業率(三重県・全国)

女性の労働力率は上昇しているが、30歳代を谷とするM字型は残り、依然として女性の潜在能力は十分に発揮されていない



日本では、男女の労働力率に若年期を除く全年齢を通じて大きな差があります。また、結婚・出産・育児期にあたる20~30歳代において、男性に比べ女性の労働力率が大きく低下し、その後の年齢で上昇するものの男女差は開いたままの状況です。三重県では、M字の谷である30~34歳の女性の労働力率について2005年調査より5.5ポイント上昇したものの、依然として低く、女性の潜在能力が十分に発揮されていない状況です。

⑬女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



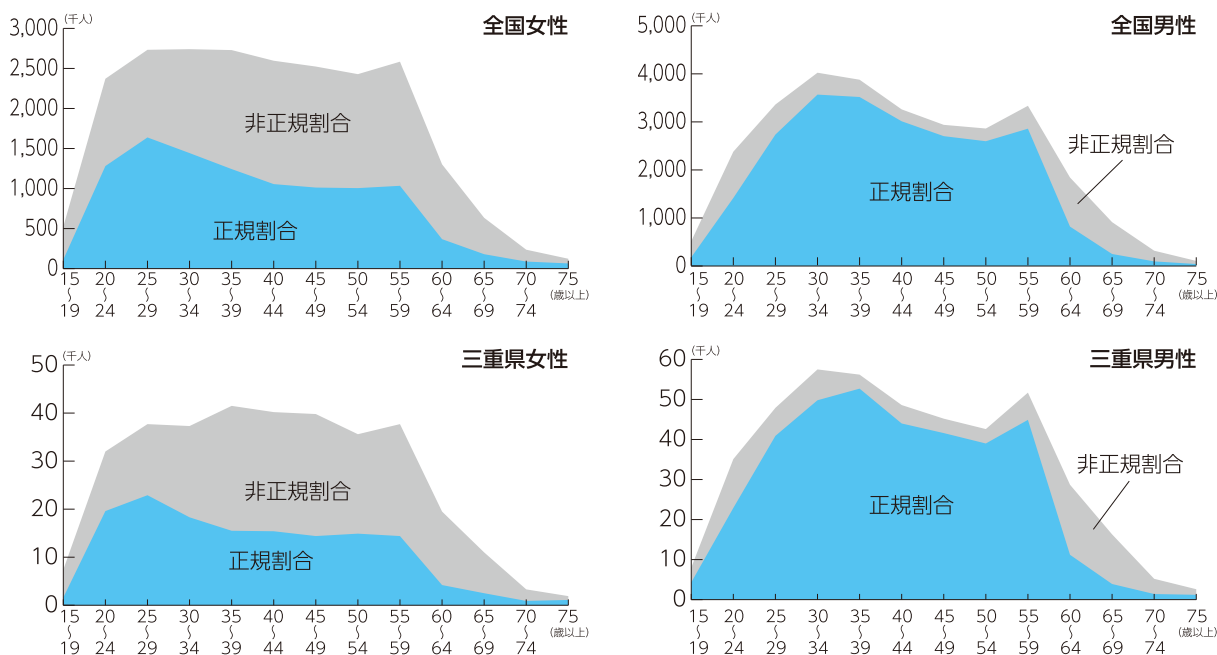
キーワード「M字型曲線」

女性労働者の年齢階級別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代を谷にアルファベットの「M」に似たカーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。

日本や韓国はM字型を描いていますが、女性・男性ともに台形型の曲線を描いている国も多くあります。

⑭性、年齢階級別にみた雇用形態(三重県・全国、2007年)

男性に比べ女性の非正規就業者の割合が高い



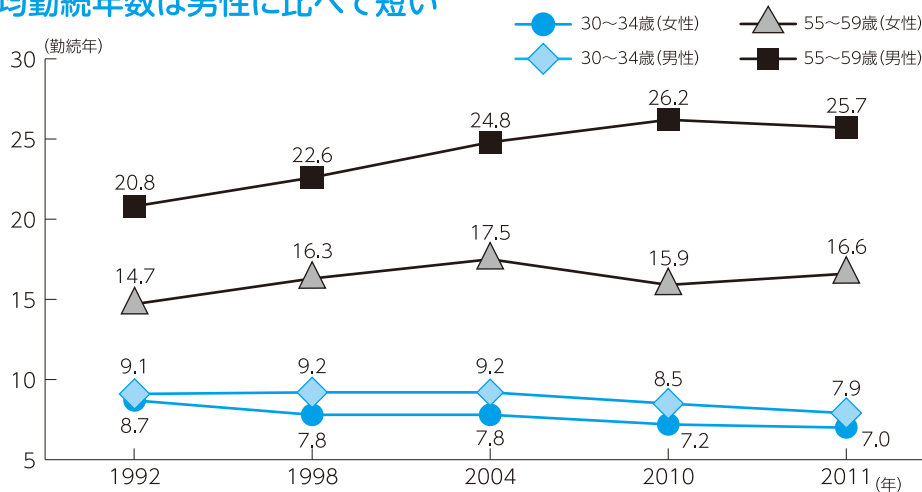
三重県では2007年の非正規就業者は286,300人で、その内、女性は199,100人、男性は87,200人です。雇用者(役員を除く)に占める非正規就業者割合を年齢別に見ると、すべての年齢において男性よりも女性が高くなっています。特に35~54歳では、男性が1割なのに対し、女性は6割が非正規就業者です。

三重県の非正規の性別割合は・・・
女性は2人に1人が非正規、
男性は6人に1人が非正規
となっています。



⑮性、年齢階級別にみた勤続年数の推移(三重県)

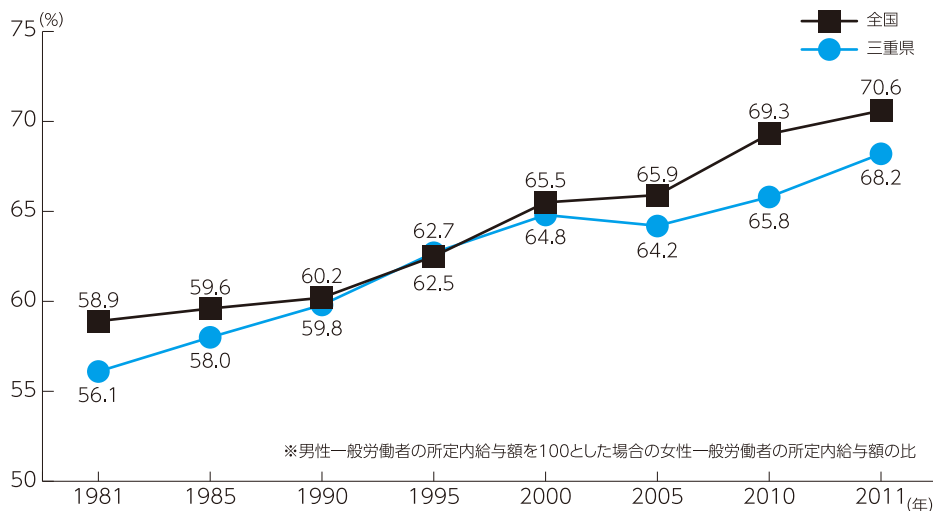
女性の平均勤続年数は男性に比べて短い



30~34歳の女性の平均勤続年数は男性よりも0.9年短く、55~59歳の女性のそれと比べると男性よりも9.1年短い状況であり、年齢を重ねる毎に勤続年数の差は開いています。

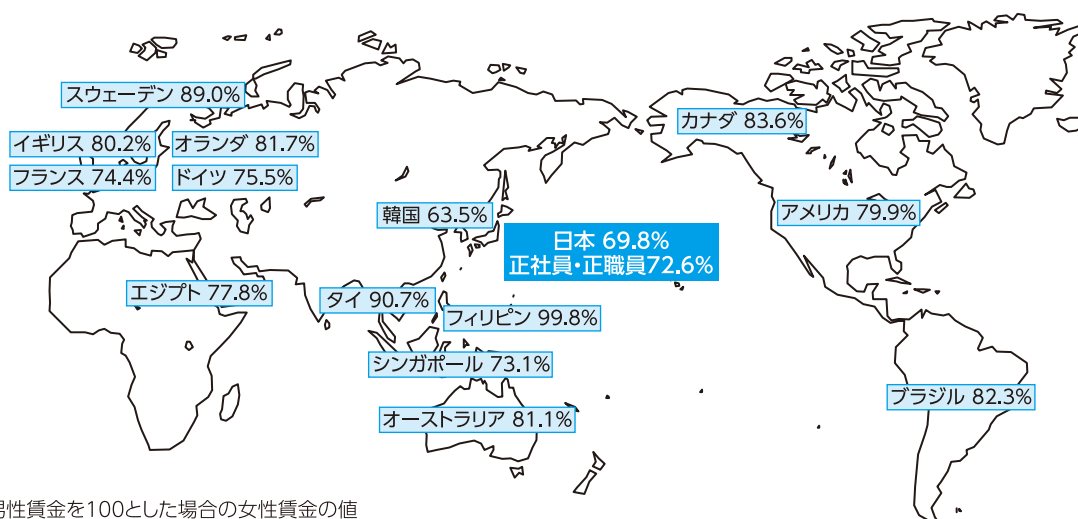
⑩ 所定内給与額格差の推移(三重県・全国)

男女間の所定内給与額格差はわずかに縮小しているが女性の賃金は男性の約2/3である



三重県において男性の所定内給与額を100としたときの女性のそれは68.2、全国では70.6です。三重県・全国ともに女性の賃金は男性の約7割。日本の性別賃金格差は先進国の中で最も大きい状況です。

⑪ 世界の男女間賃金格差(国際比較)

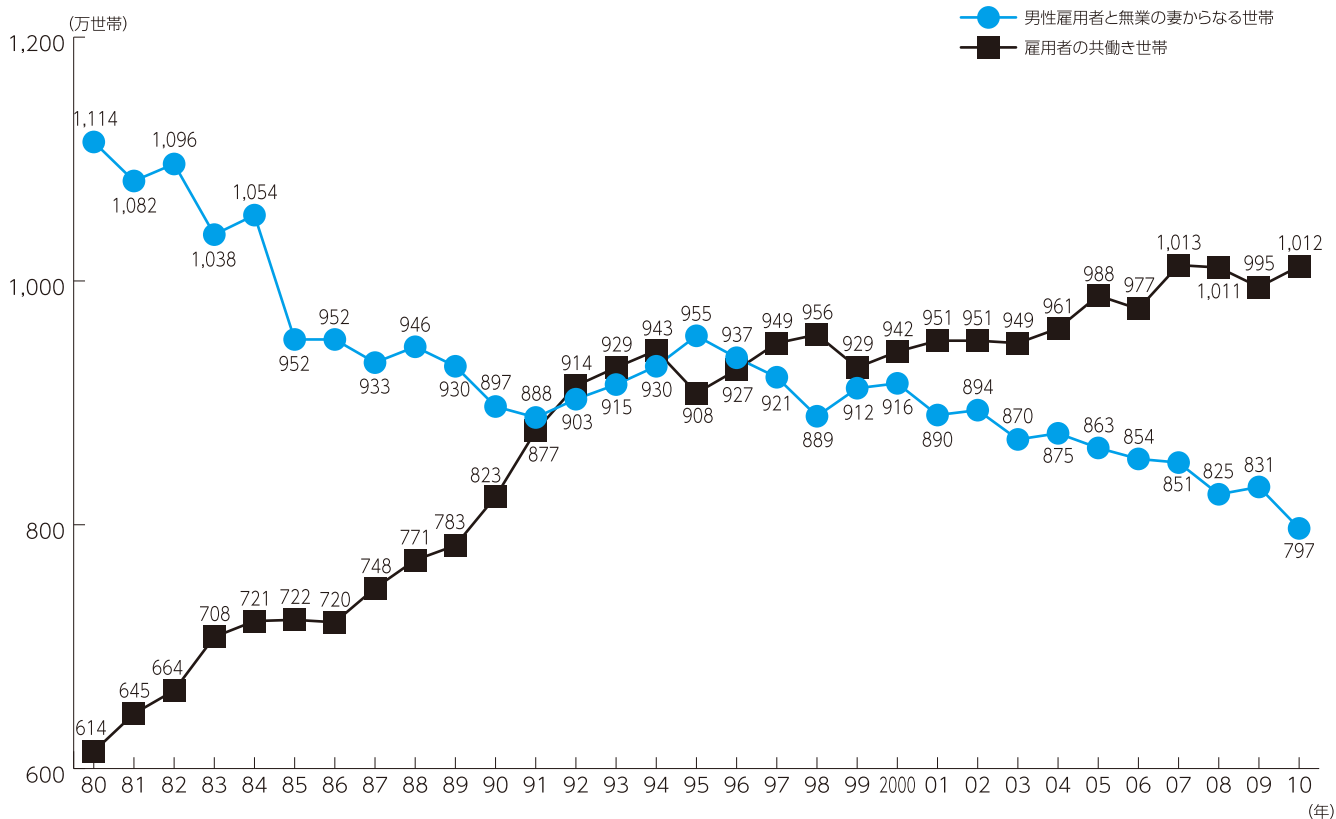


日本における男女間の賃金格差の特徴

1. 我が国の男女間賃金格差(一般労働者の男女間所定内給与格差)は長期的には縮小傾向にあるが国際的にみて格差は大きい。
2. 男女間賃金格差の発生原因は多種多様であるが、最大の要因は男女間の職階(部長、課長、係長などの役職)の差であり、勤続年数の差も影響している。このほか、家族手当などの手当ても影響している。
3. 男女間賃金格差は多くの場合、賃金制度そのものの問題というよりは人事評価を含めた賃金制度の運用の面や、職場における業務の与え方の積み重ねや配置の在り方等賃金制度以外の雇用管理面における問題に起因していると考えられる。

(参考:厚生労働省/男女間の賃金格差問題に関する研究会報告)

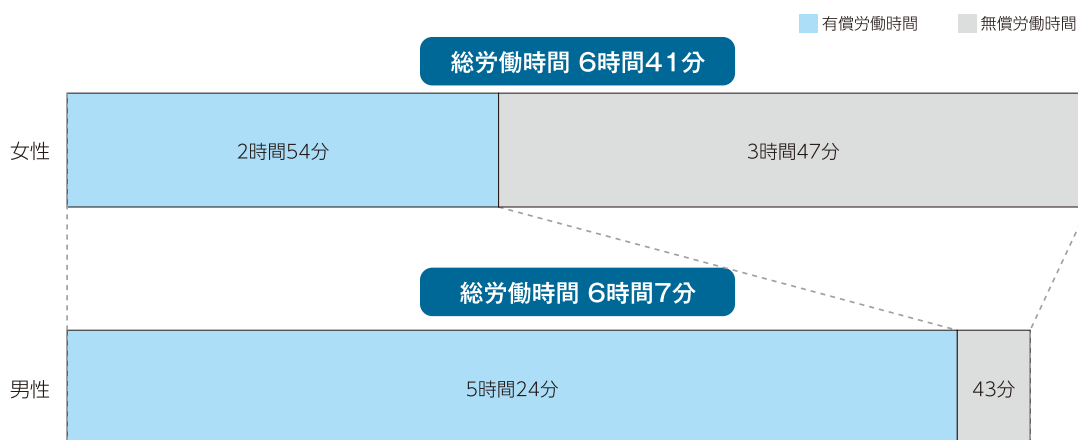
⑱ 共働き等世帯数の推移(全国)



1980年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、1997年以降、男性雇用者と無職の妻からなる片働き世帯を上回る状況が続いています。

⑲ 一日の有償労働・無償労働時間割合(三重県、2006年)

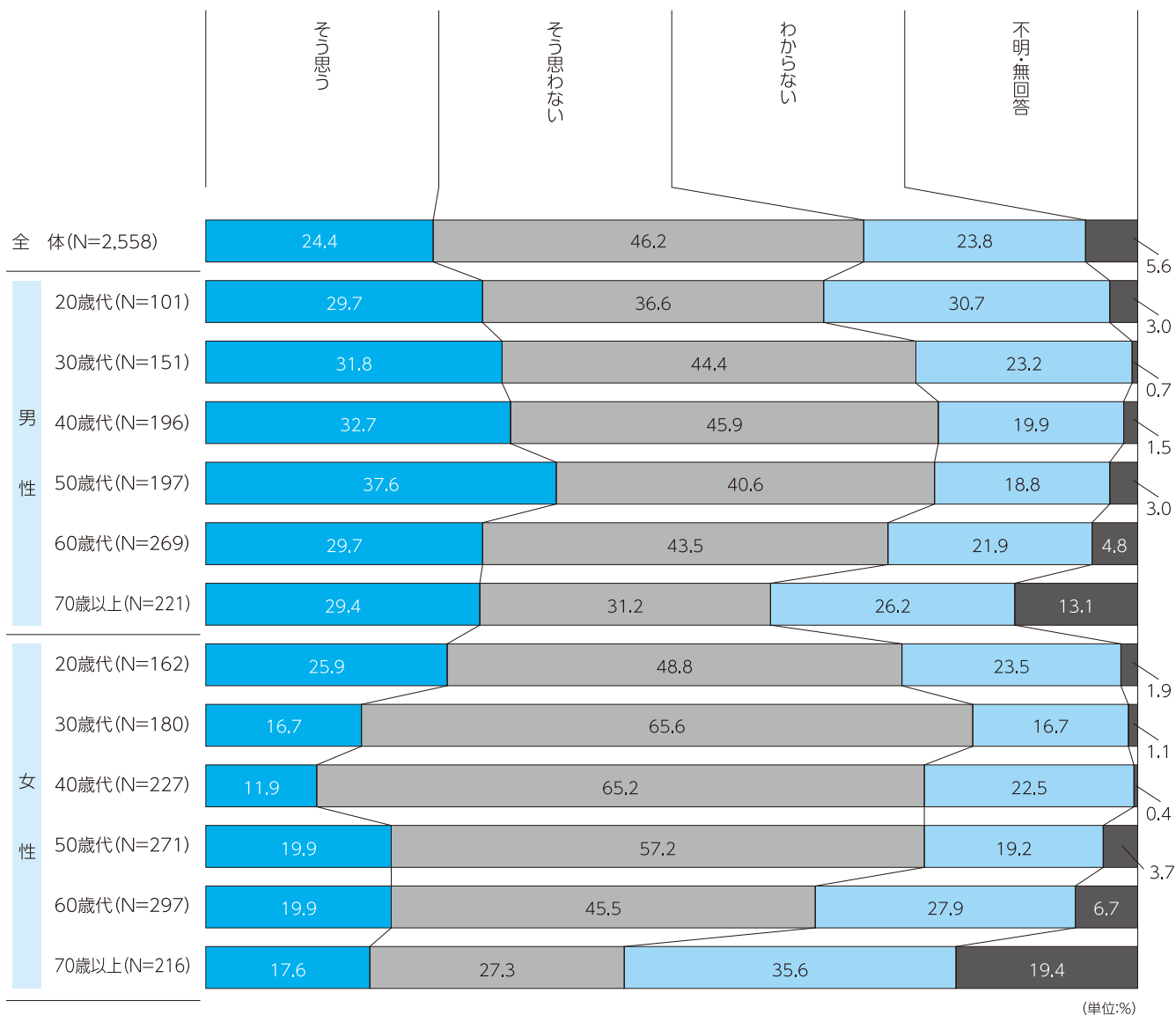
女性の無償労働時間と有償労働時間を加えた総労働時間は男性より長い



備考:有償労働時間は仕事のための時間を抽出し、無償労働時間は家事・介護・看護、育児、ボランティア活動・社会参加活動など収入を伴わない労働

女性の無償労働時間と有償労働時間を加えた総労働時間は、男性よりも長い状況です。全国的に見ても女性は全年齢層において男性と比較すると、多くの時間を無償労働に使っている傾向にあります。

⑳「女性の働きやすさ」についての考え方(三重県、2009年)



性・年齢層別でみると「働きやすいと思わない」と答えた人の割合は、女性の30歳代(65.6%)が最も高く、女性の40歳代(65.2%)が続いています。「働きやすいと思う」と答えた人の割合は、男性の50歳代(37.6%)が最も高くなっています。

「働きやすいと思わない理由」は?

20歳代女性

- 1位: 「保育施設が整備されていないから」
- 2位: 「結婚・出産退職の慣行があるから」
- 3位: 「労働条件が整っていないから」

30歳代女性

- 1位: 「保育施設が整備されていないから」
- 2位: 「労働条件が整っていないから」
- 3位: 「働く場が限られているから」

40歳代女性

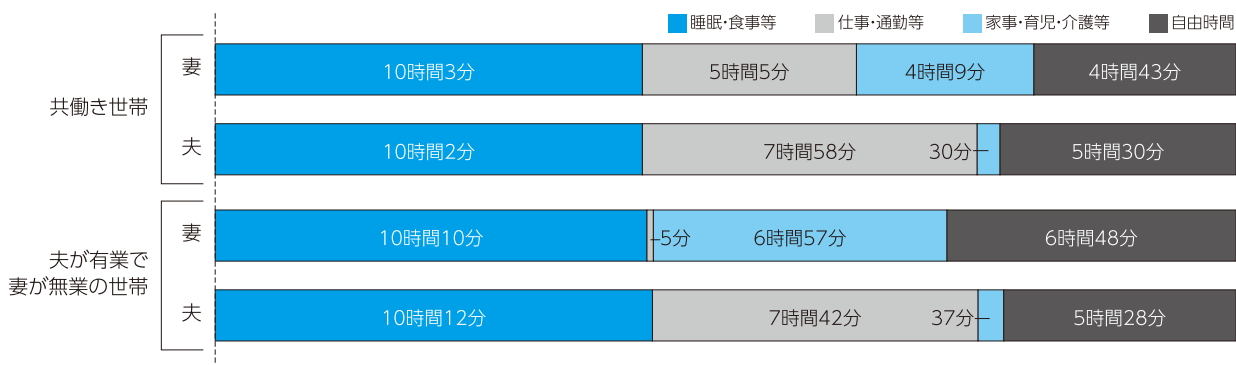
- 1位: 「労働条件が整っていないから」
- 2位: 「保育施設が整備されていないから」
- 3位: 「働く場が限られているから」

50歳代女性

- 1位: 「労働条件が整っていないから」
- 2位: 「働く場が限られているから」
- 3位: 「保育施設が整備されていないから」

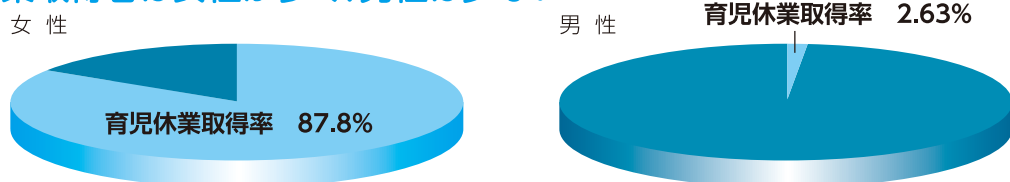
②1 夫婦の生活時間(三重県、2006年)

男性の家事・育児にかかわる時間は妻の就業状況に関わらず30分と短い



②2 育児休業取得率(全国、2011年)

育児休業取得者は女性が多く、男性は少ない



※介護休業者割合は、常用労働者(100)に対して、女性は0.11%、男性は0.03%。(平成20年度厚生労働省雇用均等基本調査より)介護休業者は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

キーワード「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

しかし、現実の社会には、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると云えます。それを解決する取組が、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現です。

キーワード「イクメン」

イクメンとは“育児をするメンズ(男性)”の略語で「子育てを楽しみ、自分自身も成長する」パパたちのこと。共働き世帯が年々増加している今の社会において、男性が育児に積極的に参加することは、妻である女性の生き方、子どもたちの可能性、家族のあり方を変え、そして社会全体の成長を担う力となっています。

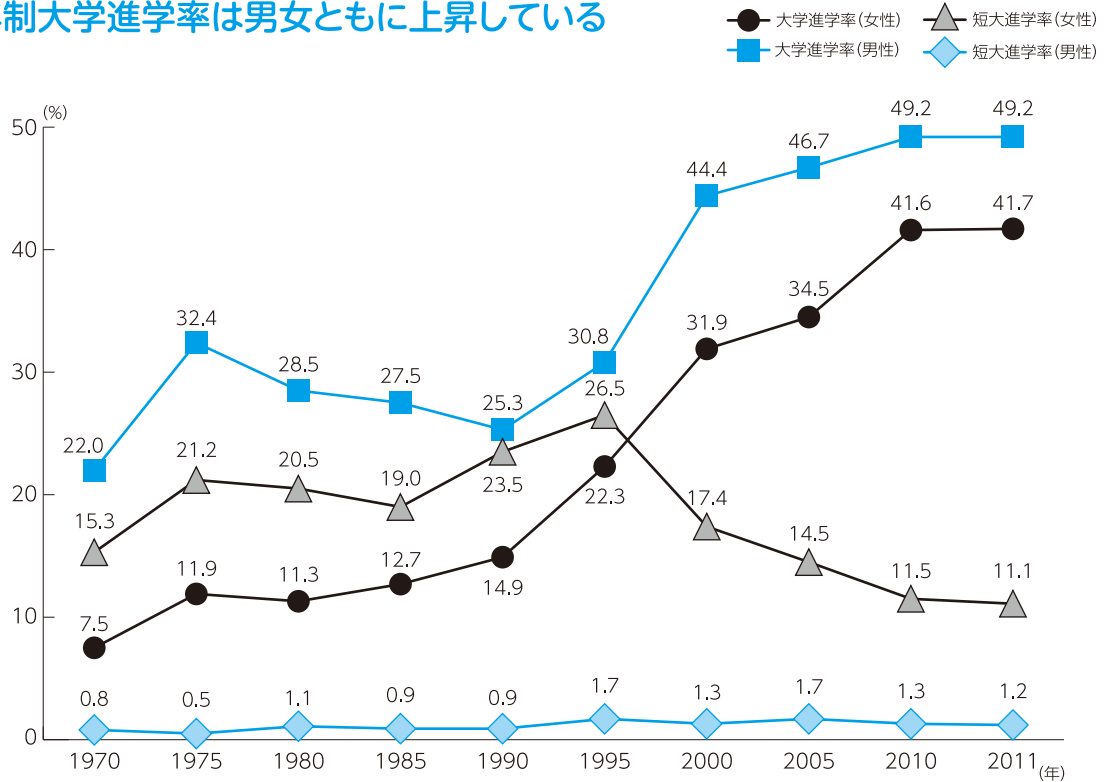
国の第3次男女共同参画基本計画では取組の重点分野として、「男性、子どもにとっての男女共同参画」を掲げています。

その中で「男は仕事、女は家庭」など固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める」とあります。育児介護休業制度の改正や、ワーク・ライフ・バランスの促進、ダブルインカムを支援する様々な制度など、職場から、地域から、家庭から社会を動かす取組が始まっています。

◆ 第三章 教育と学習 ◆

②③ 大学、短期大学進学率の推移(三重県)

四年制大学進学率は男女ともに上昇している



全国的に女性の四年制大学(学部)への進学率は上昇を続け高学歴化が進んでいます。

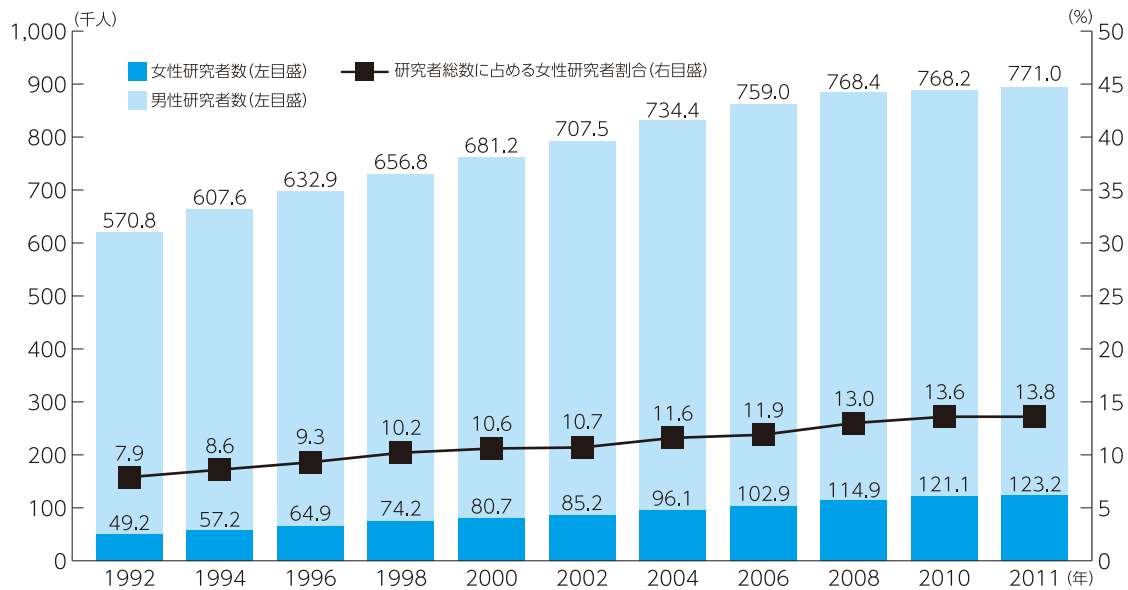
②④ 性、専攻分野別に見た学生数、男女割合(全国、2011年)

(単位:人・%)

	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健 【医学・歯学】	保健 【医学・歯学以外】	商船	家政	教育	芸術	その他
女性	255,049 (66.2)	287,179 (32.7)	20,980 (25.9)	44,184 (11.2)	31,668 (41.8)	21,851 (33.3)	135,423 (66.0)	0	62,536 (90.0)	102,137 (59.0)	51,433 (71.4)	81,843 (48.6)
男性	130,219 (33.8)	591,994 (67.3)	59,980 (74.1)	350,290 (88.8)	44,102 (58.2)	43,733 (66.7)	69,779 (34.0)	0	6,967 (10.0)	70,834 (41.0)	20,640 (28.6)	86,528 (51.4)

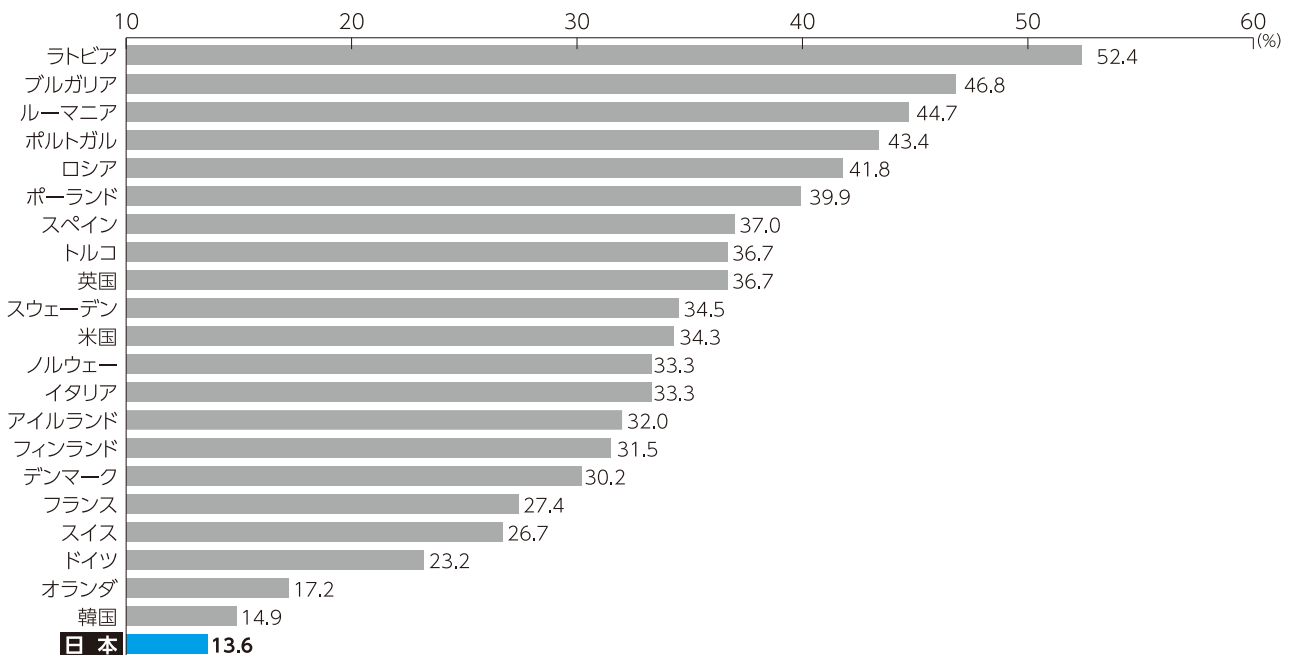
女子高校生が進学先に理工系を選択しない要因のひとつには、現在、女性研究者の数が少なく、活躍する場所も限られているために、ロールモデルや職業をイメージとして描きにくくなっていることがあげられています。国では2006年度から女子学生の科学分野への進路選択を支援する事業等を行っています。

㉕ 女性研究者数および研究者に占める女性割合の推移(全国)



女性研究者が少ない理由の上位として、第1位「家庭と仕事の両立が困難」、第2位「育児期間後の復帰が困難」第3位「業績評価において育児・介護等に対する配慮がない」第4位「評価者に男性を優先する意識がある」第5位「職場環境」等があげられます。

㉖ 研究者に占める女性割合(国際比較)



三重大学では、2008年度から3年間、文部科学省の「女性研究者支援モデル育成事業」として、「パール輝きで理系女性が三重を元気に」というプロジェクトを実施。女性研究者の増加と環境整備を目的に、県内6つの教育研究機関と連携して取り組んできました。さまざまな取組の結果、7連携機関の女性研究者数は、2007年には51名のところ、事業最終年度の2010年度末(11年4月1日採用を含む)には80名を超えるまでに増えました。現在、女性研究者支援は、三重大学男女共同参画推進室に引き継がれ、継続して取り組まれています。

◆ 第四章 健康と保健 ◆

生涯を通じた女性の健康支援

男性も女性も互いに身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの前提です。

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することがあります。特に女性は妊娠や出産の可能性もあることから、国や県では、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康支援を推進しています。私たち自身も、心身や健康について正確な知識・情報収集をする等、健康づくりを主体的に行うことがとても大切です。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、「助産師による女性のための健康相談」として電話相談を行っています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

⑳健康・保健に関する基礎データ(三重県・全国)

	脳血管疾患 標準化死亡率		乳がん 標準化 死亡率	自殺年齢調整 死亡率 (人口10万対)		自殺者数 (人)	小児科 従事 医師数 (15歳未満人口 10万対)	産婦人科・ 産科従事 医師数 (15~49歳女性 人口10万対)	療養 病床数 (人口10万対)	医師数 (人口10万対)		無医 地区数	就業 看護師数 (人口10万対)
	2006年		2008年	2008年		2010年	2010年	2010年	2010年	2010年		2009年	2008年
	女性	男性		女性	男性					女性	男性		
三重	102.9	97.9	74.8	9.0	25.2	358	79.0	37.9	229.7	28.3	161.7	4	636.0
全国	100.0	100.0	100.0	10.7	31.6	31,690	94.4	39.4	260	41.4	177.6	705	687.0

標準化死亡率=ある年次における男女別の年齢別にみた死亡率(年齢別特殊死亡率)を男女及び年齢別標準人口に適用することによって、標準人口において生ずるとされる死亡数を求める。この死亡数の標準人口に対する比率をその年次の標準化死亡率という。

⑳主な性感染症報告数と若年者の占める割合(三重、2009年度)

(単位：%)

	性器クラミジア感染症		性器ヘルペス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症	
	15～19歳	20～24歳	15～19歳	20～24歳	15～19歳	20～24歳	15～19歳	20～24歳
女性	総数 1001人		総数 298人		総数 100人		総数 84人	
	14.4	27.5	2.3	10.1	14.0	23.0	8.3	25.0
男性	総数 421人		総数 64人		総数 114人		総数 336人	
	5.9	18.1	1.6	17.2	1.8	6.1	4.2	17.0

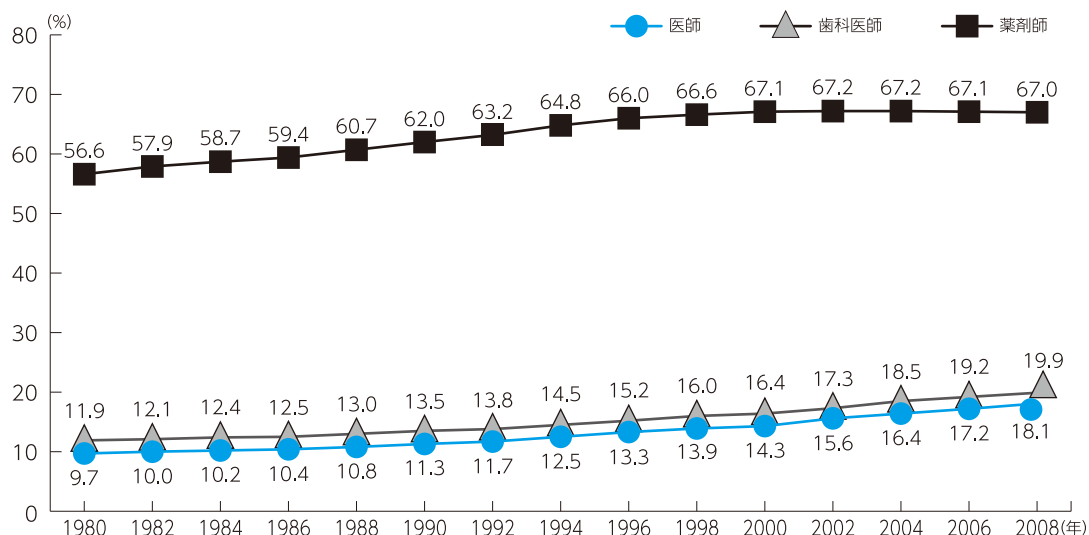
㉑年齢階級別人工妊娠中絶実施率の推移(三重県・全国)

(単位：女性人口千対)

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2003	三重県	12.7	13.0	21.2	16.4	16.6	13.7	6.9	1.4
	全国	11.2	11.9	20.2	14.8	13.3	11.6	5.4	0.5
2006	三重県	10.9	9.1	20.4	16.0	14.0	12.3	5.0	0.6
	全国	9.9	8.7	19.2	14.6	12.1	10.0	4.5	0.4
2009	三重県	9.8	8.2	15.9	15.8	13.0	11.4	5.2	0.4
	全国	8.3	7.3	15.3	13.2	10.8	8.7	3.9	0.3
2010	三重県	9.2	8.0	16.5	14.8	12.3	10.3	4.9	0.5
	全国	7.9	6.9	14.9	12.7	10.3	8.3	3.7	0.3

注 「総数」は、15～49歳の女性人口千対(15歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50歳以上の人工妊娠中絶件数は除く)

㉒女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師割合の推移(全国)



病院の女性医師割合は、小児科、産婦人科では3割前後、内科では2割弱、外科では5%前後にすぎず、極端に少ない状況です。近年「男女差に敏感な医療(gender specific medicine)」の必要性が臨床・学術研究レベルで認識され、全国的に女性外来や女性クリニックが増加しています。また、少子化対策が問われている中、産科医、小児科医は不足しているのが現状です。

◆ 第五章 犯罪と暴力 ◆

DV(ドメスティック・バイオレンス)

DVとは、配偶者など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。DVは重大な人権侵害であり、犯罪にもなる許されない行為です。

女性の約3人に1人がこれまでに夫等から暴力を受けた経験があると答えており、そのうち5割の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えています。

DVの被害者の多くは女性であるという現状があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因とされています。

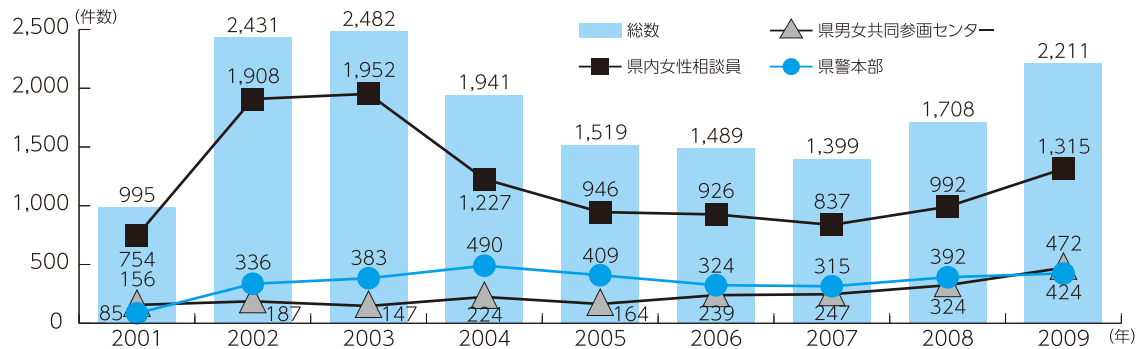
DVを子どもに見せるだけでも児童虐待になります。

2004年の児童虐待防止法の改正で、子どもが家庭で夫婦間や恋人間の暴力(DV)を目にするこも、「心理的虐待」を受けたとみなされるようになりました。

デートDV

交際している若者の間に起こる暴力のことです。デートDVにも、DVと同じように身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。たとえば、携帯電話を使って相手を支配することがデートDVの特徴です。名古屋市の調査では、高校生・大学生におけるデートDVの被害経験について、女性の交際経験者の約2人に1人が被害を受けていることが分かりました。

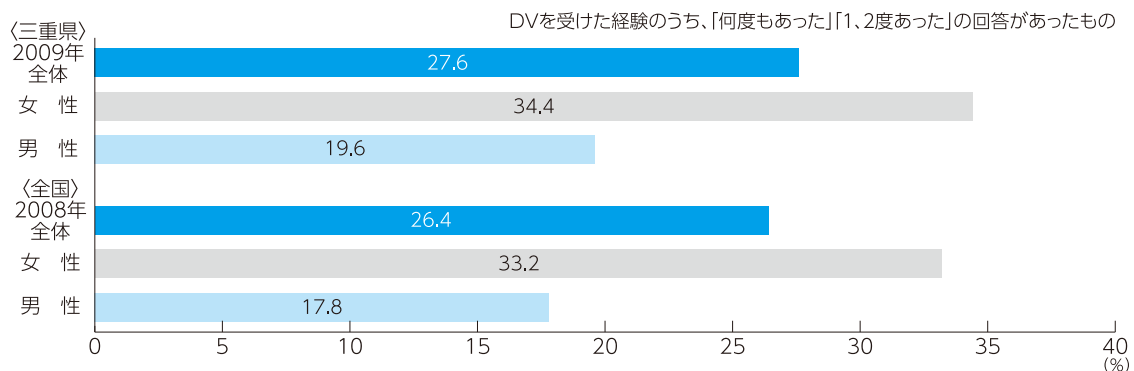
③1 DV相談件数の推移(三重県)



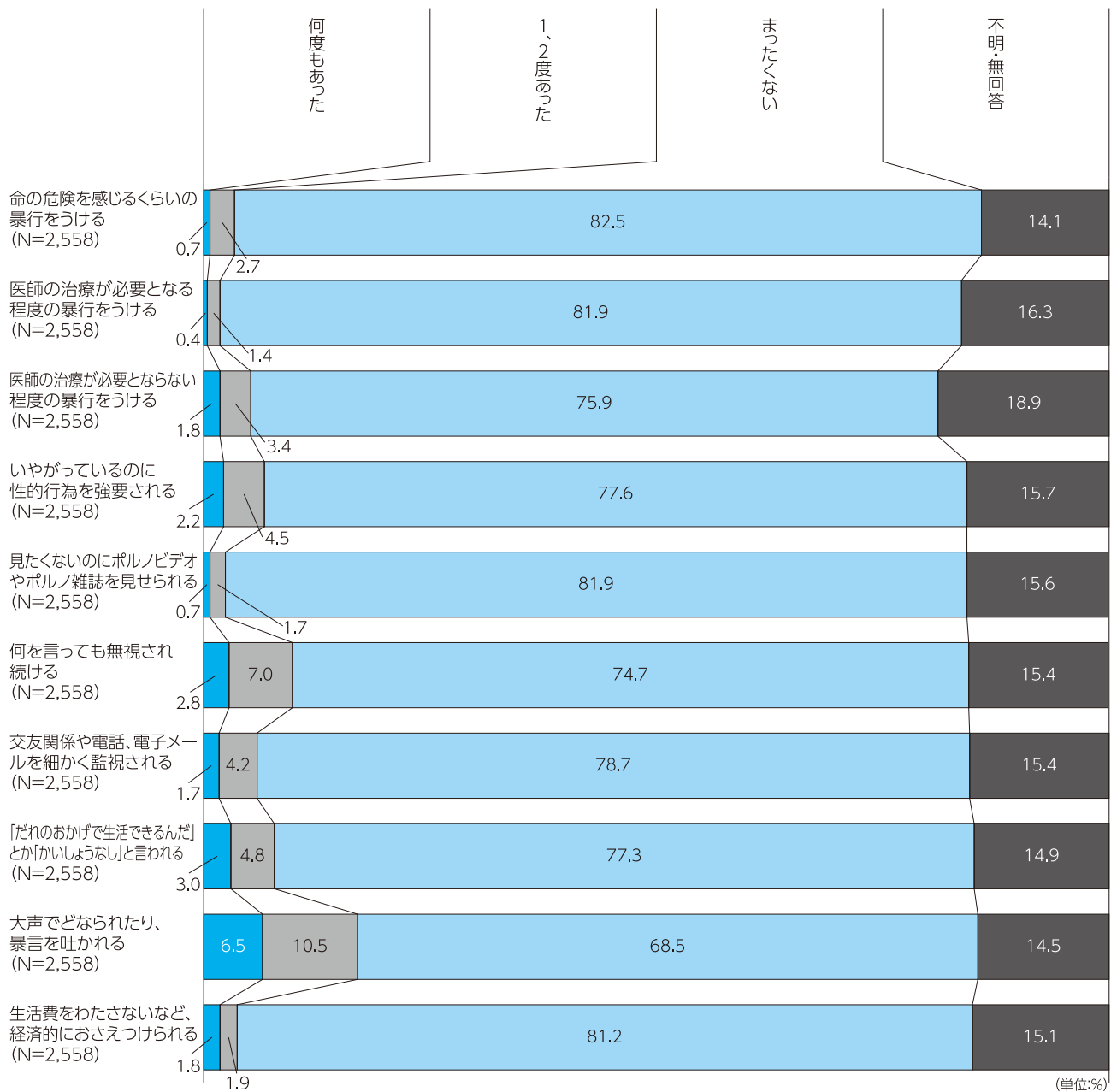
全国的に配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しています。また、警察庁の統計によると、2010年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行件数のうち、女性が被害者という事件が全体の9割以上を占めています。

③2 DVを受けた経験割合(三重県・全国)

DVを受けた経験で「何度もあった」「1、2度あった」の回答について女性が男性を上回っている



③DVの内容別にみた経験割合(三重県、2009年)



相談からみえてきたDV被害

フレンテみえ相談室では、女性たちから離婚、浮気、生活費、生き方などの相談を受けており、その背景には、DV被害が多くあります。2010年度「女性の相談員による電話相談」では、DV被害に関わる相談が17%ありました。また、「女性の相談員による面接相談」では、56%がDV被害に関わる相談でした。DVの中で、相手を無視する、大声でどなる、物を投げる・壊す、相手を否定することばかり言うなどは精神的暴力です。これらの暴力は、目に見えにくいいため、被害者がDVと気づかず「夫を怒らせるのは私が悪いからだ」と自分を責めてしまうことがあります。また、女性がその認識はあっても、まわりの人が精神的暴力をDVと理解していないため、被害者の責任にされて苦しむ場合もあります。

③④性犯罪の被害件数・発生率の推移(全国)

(単位：件・対人口10万人)

年次	強かん		強制わいせつ			
	認知件数	被害発生率	認知件数		被害発生率	
			女性	男性	女性	男性
2006	1,948	3.0	8,140	186	12.4	0.3
2007	1,766	2.7	7,464	200	11.4	0.3
2008	1,582	2.4	6,928	183	10.6	0.3
2009	1,402	2.1	6,577	111	10.1	0.2
2010	1,289	2.0	6,866	161	10.5	0.3

- 注1 警察庁の統計および総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」とは、人口10万人あたりの被害件数の比較(男女別)をいう。
 3 ひとつの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上した。

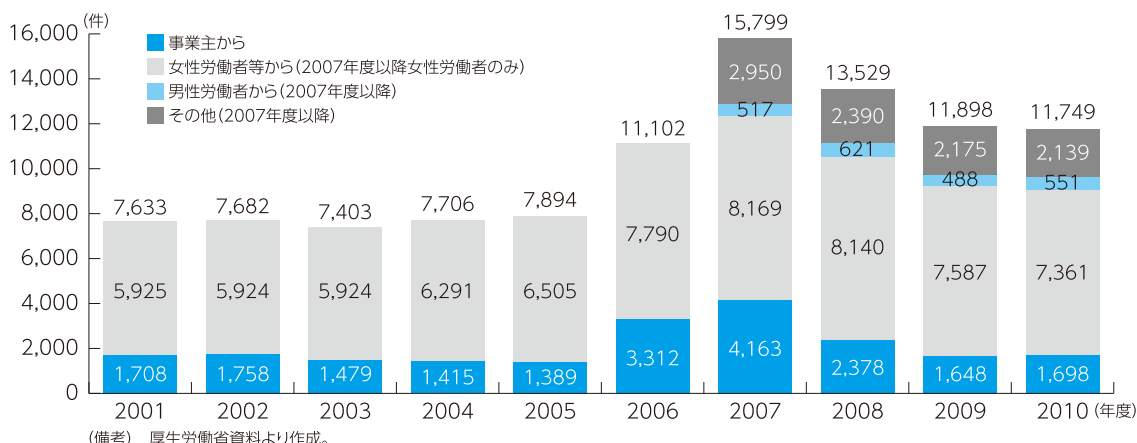
性犯罪による被害者のほとんどは女性です。強かん・強制わいせつ罪は告訴がなければ起訴できない親告罪であり、社会的な偏見も強いいため告訴をためらう人も少なくありません。そのため、実態を把握することは困難です。表にあげた数字は、あくまでも告訴され起訴された数字です。強かん・強制わいせつの被害は、2003年までは件数・発生率ともに増加傾向にありましたが、2004年以降減少しています。

被害者の大半が女性である性犯罪やDV、ストーカーの被害件数は年々増えています。最近では、特にインターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。また、子ども、高齢者、障がい者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、被害者支援に十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっています。

(参考:「第3次男女共同参画基本計画」)

③⑤セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移(全国)

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場における相談件数



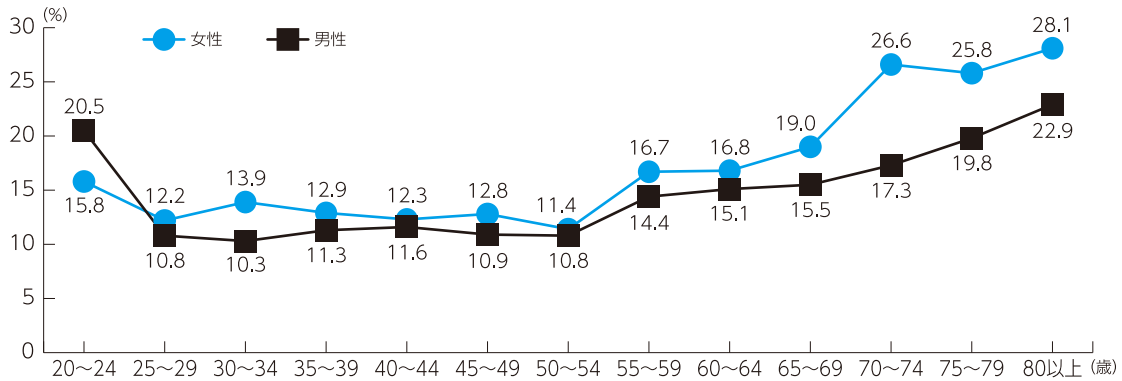
労働者から都道府県労働局雇用均等室に寄せられる相談は、セクハラ、妊産婦の母性健康管理や婚姻、妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いに関する相談が多く寄せられます。都道府県労働局に設置されている雇用均等室は、職場における男女平等を推進すべく、女性労働者や企業等からの相談に対応し、必要に応じ企業に対して行政指導を行っています。

◆ 第六章 女性と貧困 ◆

女性の貧困率は男性に比べ高く、母子世帯と高齢ひとり暮らし女性の貧困が顕著となっています。全国では、母子世帯の母親の8割以上が就業しているにもかかわらず、きわめて厳しい経済状況にあります。年間所得は200万円未満が4割、300万円未満が7割を占め、半数は貯蓄がないか50万円未満という状況です。これは、就業における男女と非正規雇用の賃金格差や労働環境の問題と結びついています。

また、高齢期に至るまでの有償労働・無償労働の男女のアンバランスな構造や賃金格差が高齢女性の収入の低さにつながっています。

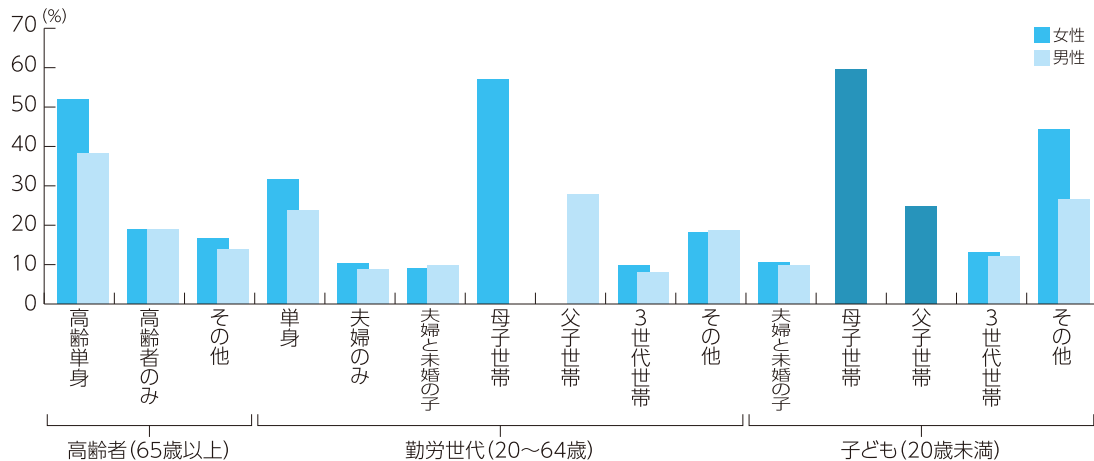
③⑥ 性、年齢階級別相対的貧困率(全国、2007年)



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

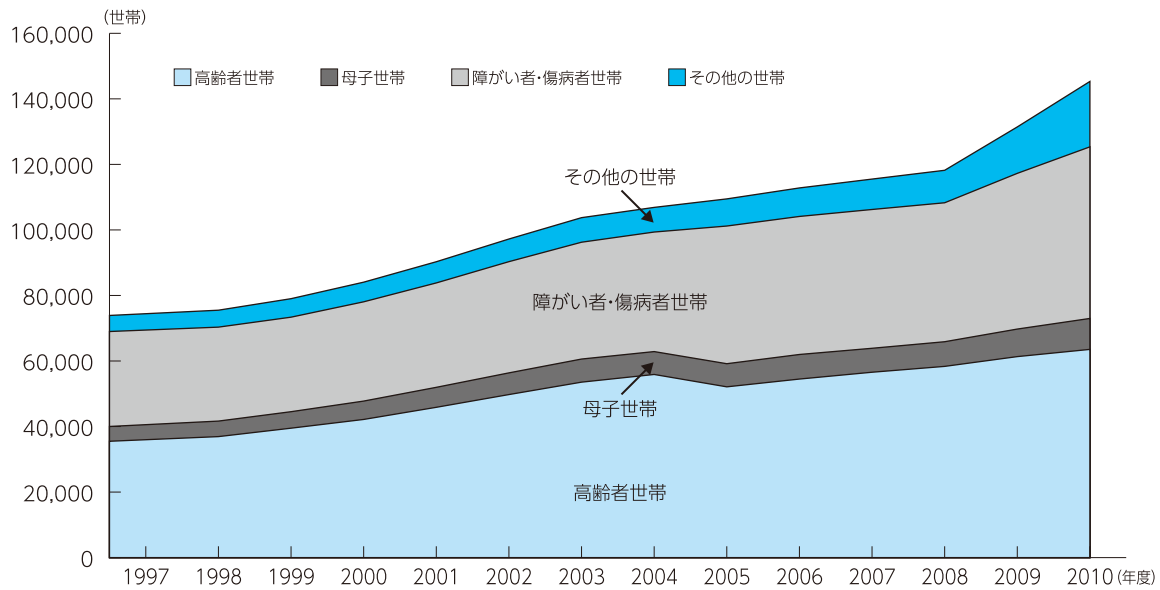
女性の貧困率はほとんどの年齢階級において男性よりも高い状況です。また、女性は現役時代の賃金において男性よりも低いことから、その差が蓄積されていくことで、高齢期の経済的基盤が脆弱になってしまいます。

③⑦ 年代、世帯類型別相対的貧困率(全国、2007年)



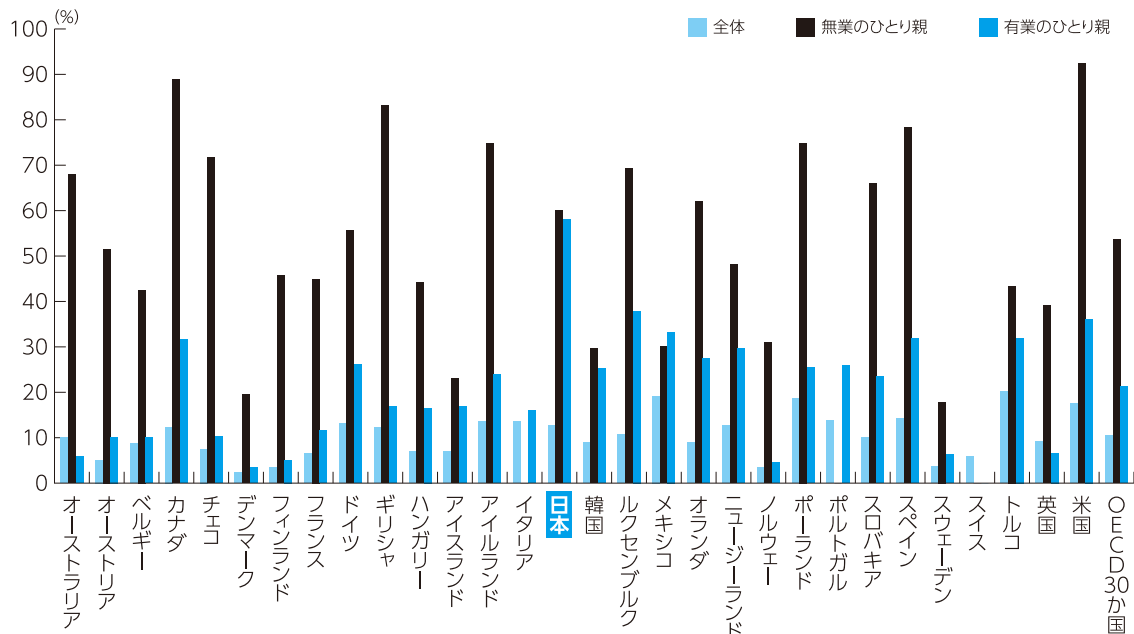
相対的貧困率は、女性の中でも高齢単身世帯や母子世帯において特に高い状況です。

⑳ 世帯類型別被保護世帯数の推移(三重県)



生活保護の受給者数は増加傾向にあります。図には示していませんが、特に母子世帯の保護率は高く、ほぼ8世帯に1世帯が生活保護を受給しています。

㉑ 子どものいる世帯の相対的貧困率(国際比較、2000年代中盤)



(備考) 1. OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries' より作成。
 2. イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さいため比較の対象としていない。
 3. スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。

母子家庭での高い貧困率は、母子家庭の子どもの貧困にもつながります。日本は諸外国と比べ、母子家庭の母の就業率が高いにもかかわらず、貧困率が高いことが特徴的です。また、無業と有業の差が少なく、いずれも貧困率が高い状況です。

◆ 第七章 意思決定の場への女性の参画 ◆

2020年までに指導的地位に女性の占める割合を30%に

国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています(平成15年6月男女共同参画推進本部決定)。

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要事項として、第3次男女共同参画基本計画においても重点分野に位置づけられています。この目標の達成に向けて、「中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションの推進」、「政治、司法、経済分野」などこれまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても国は積極的に働きかけを行う、とされています。

例)「国会議員の女性候補者割合向上のため政党へ働きかけ」、「クオータ制も含めた多様なポジティブ・アクションの検討」、「ロールモデルの発掘やメンター制度導入の働きかけ」、「仕事と生活の調和の推進(ワーク・ライフ・バランス)」、「女性管理職のネットワーク支援」等

(参考:「ポジティブ・アクションのための提言～意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり～」厚生労働省・女性の活躍推進協議会)

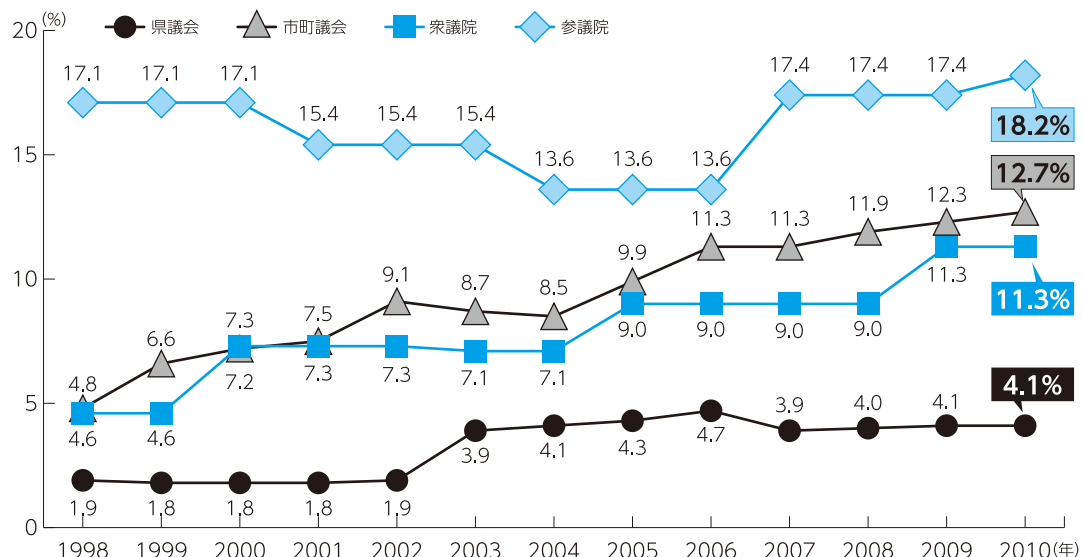
キーワード「クオータ制度」

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。クオータ制は法律で定められるものだけでなく、政党が党規約において議員候補者のうち一定数を女性にすることを定める場合のように、自発的に行われるものもあります。諸外国では、政治、行政、経済等の分野でクオータ制が導入されています。

キーワード「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」

指導的地位に就く女性などの数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に努力する手法です。

④0衆議院、参議院、三重県議会、県内市町議会議員の女性割合の推移 県議会議員のうち、女性の割合は4.1%、市町議員では12.7%である



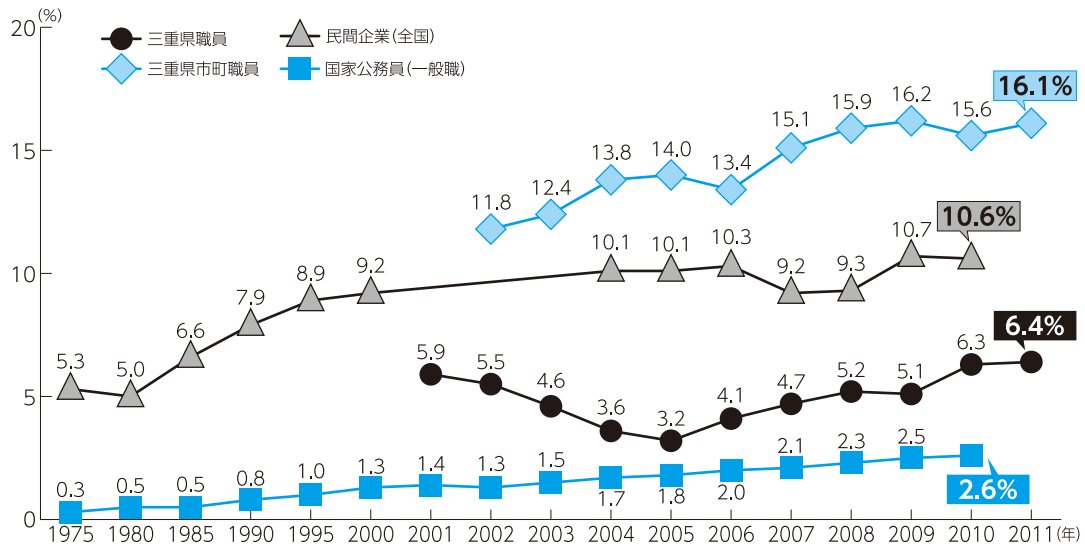
④1 司法分野での女性割合の推移(全国)

(単位:人・%)

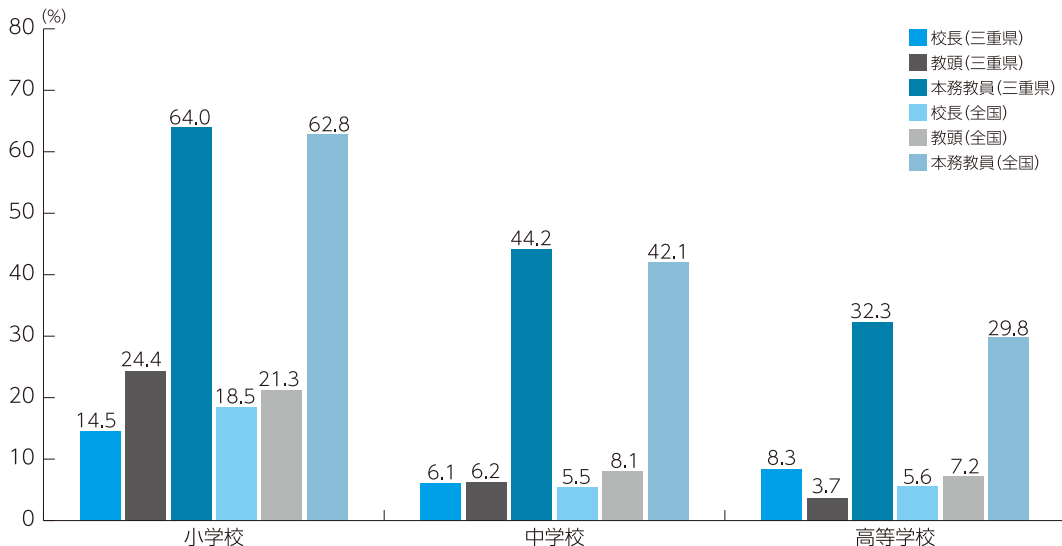
	指定職相当以上の 検事			検事総長・次長検事・ 検事長			指定職相当以上の 判事			最高裁判所判事・ 高等裁判所長官		
	総数	女性	女性 割合	総数	女性	女性 割合	総数	女性	女性 割合	総数	女性	女性 割合
2008	10	0	0.0	901	91	10.1	1,677	232	13.8	23	1	4.3
2009	10	0	0.0	932	106	11.4	1,717	249	14.5	23	1	4.3
2010	10	0	0.0	945	108	11.4	1,782	264	14.8	23	2	8.7
2011	10	0	0.0	964	110	11.4	1,827	287	15.7	23	3	13.0

④2 管理職における女性割合の推移(三重県・全国)

管理職における女性の割合は、民間・行政ともに増加傾向にはあるが20%に満たない状況にある

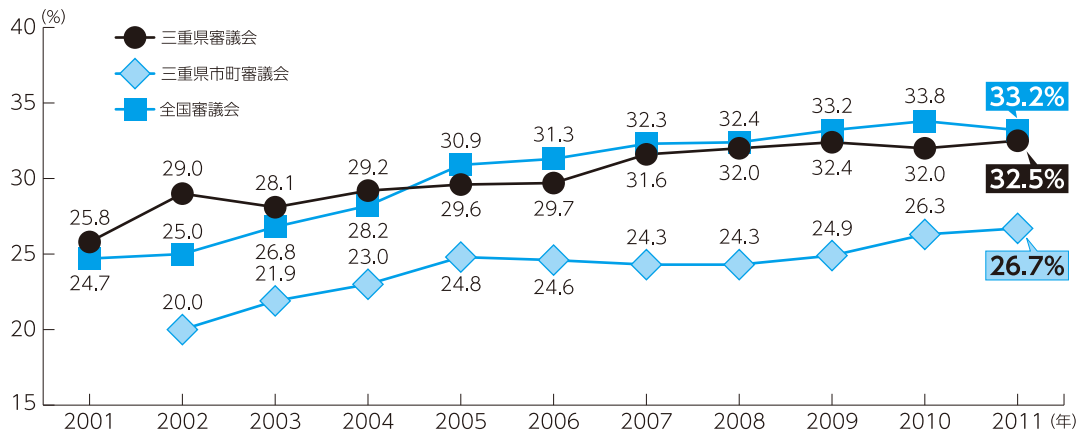


④3 初等・中等教育における本務教員・校長・教頭の女性割合(三重県・全国、2011年度)



④ 審議会における女性割合の推移(三重県・全国)

審議会における女性の割合は、県では32.5%、市町では26.7%である(2011年)

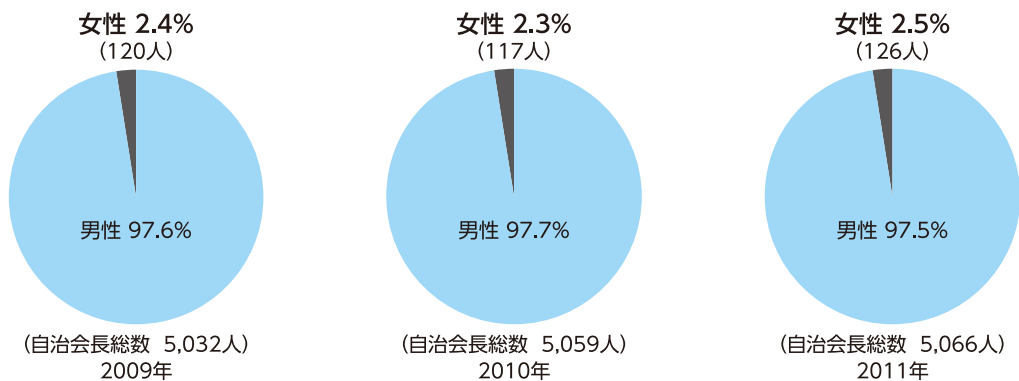


審議会とは?

法律又は制令に定められ、重要な事項について意見を述べる合議制の機関。学識経験者や、公募による市民の参画等様々な分野から意見を取り入れる審議会もあります。

④ 自治会長における女性割合の推移(三重県)

女性の自治会長の割合は、低い状況にある



キーワード「ポジティブ・アクション」

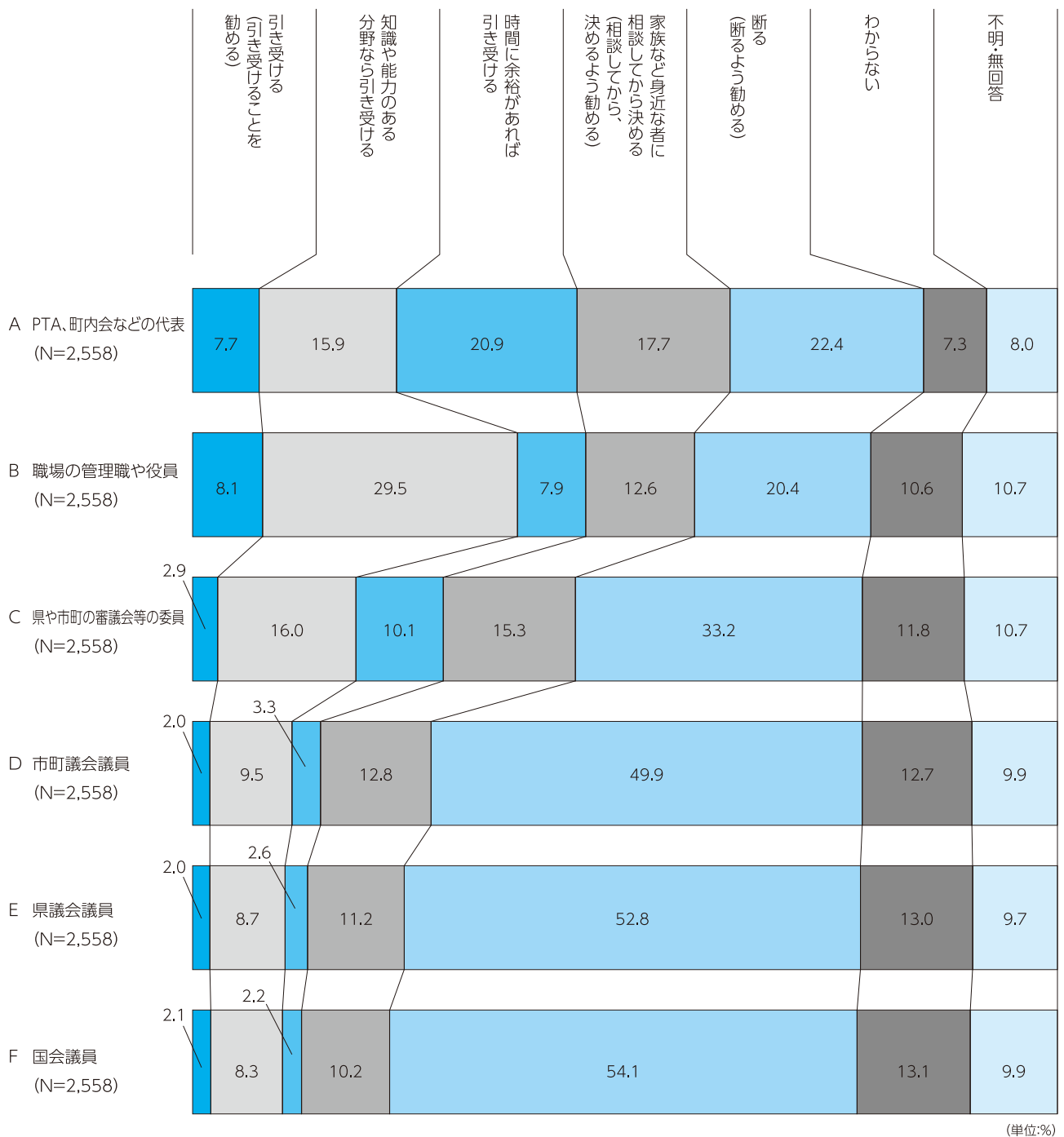
ポジティブ・アクションとは、教育や雇用や政治などの分野で、過去の経緯から生じている人種的マイノリティ、女性、障がい者などのグループと他のグループとの事実上の格差を解消するための積極的な措置を意味します。詳しく定義すると、「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようとする自主的かつ積極的な取組」のことです。

ポジティブ・アクションは単に女性だからという理由だけで、女性を「優遇」するためのものではありません。これまでの慣行や固定的な性別役割分担意識などが原因で女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれてきました。こうした状況を「是正」するための取組なのです。

企業の経営者には消費者のニーズに応えるために「女性の感性」は重要な戦力であるという認識をもつ方もいます。しかし、「女性は感性、男性は理性」といった、性別によってパターン化された認識は、ポジティブ・アクションの理念に矛盾することになるのです。ポジティブ・アクションの最終的な目標は、働く人々の評価を性別によって一律に考えるのではなく、あくまでも個としての評価を行っていきこうということなのです。

(参考:「ポジティブ・アクションのための提言～意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり～」厚生労働省・女性の活躍推進協議会)

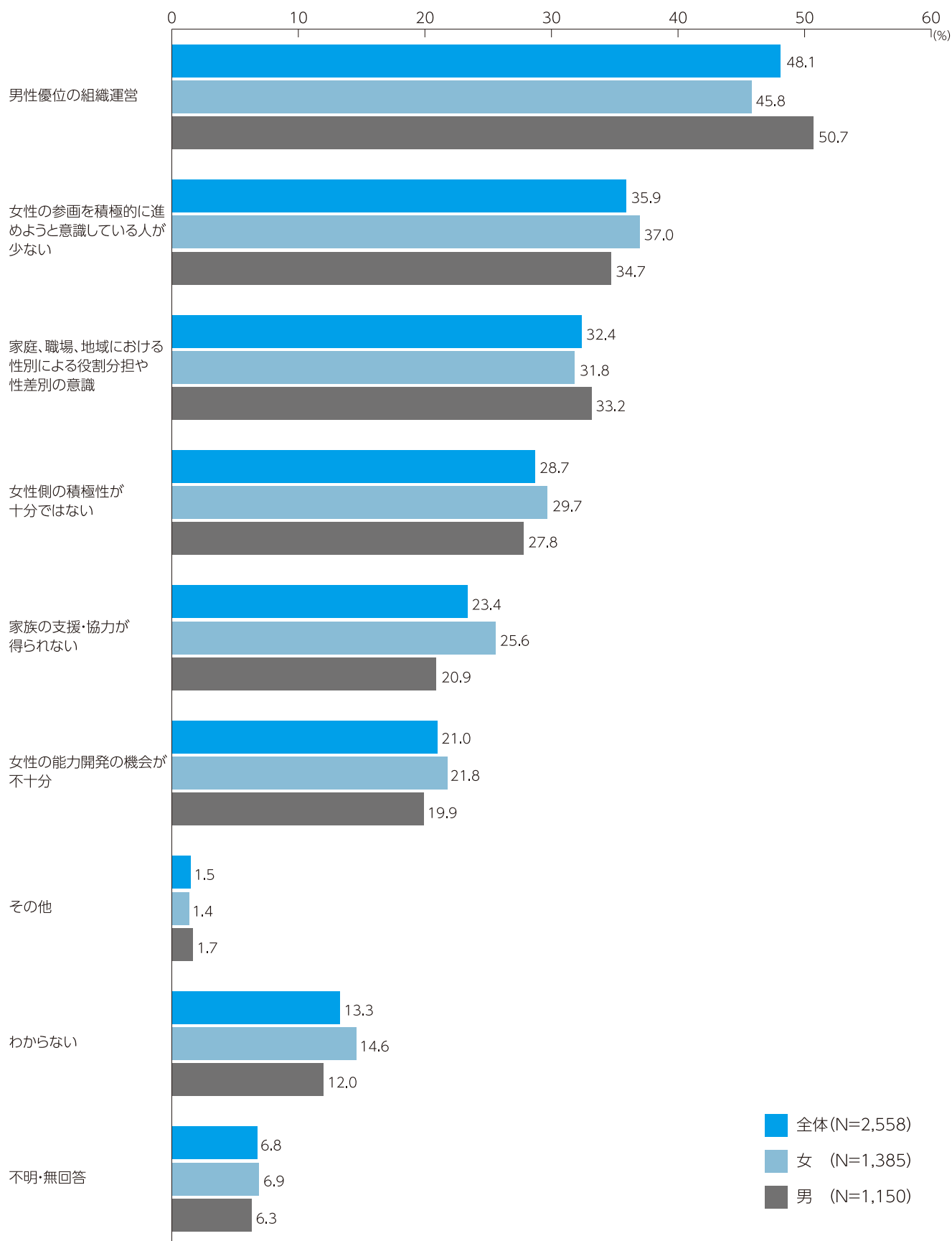
④ 女性が役職に立候補することを依頼された場合の対応(三重県、2009年)



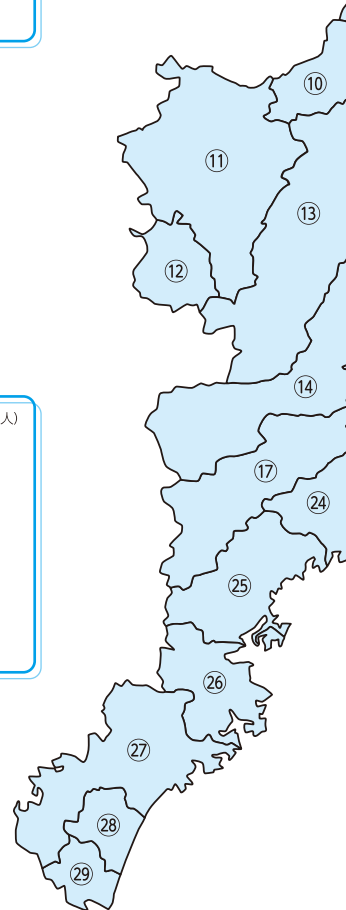
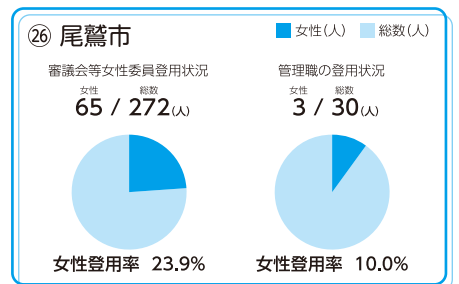
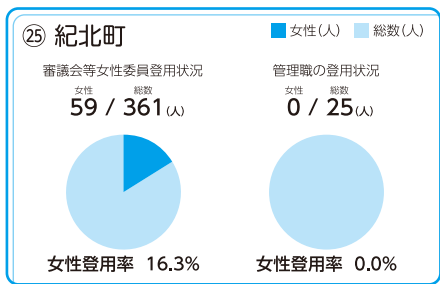
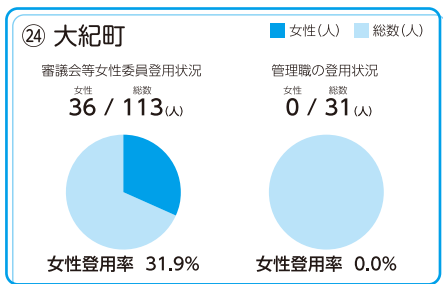
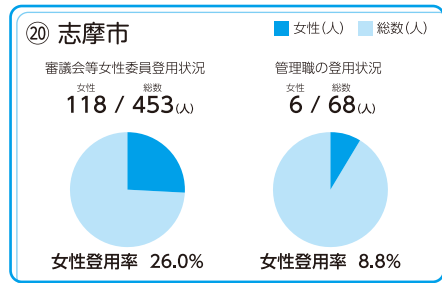
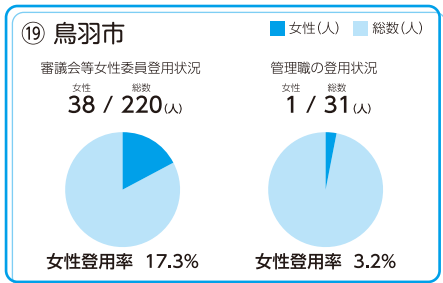
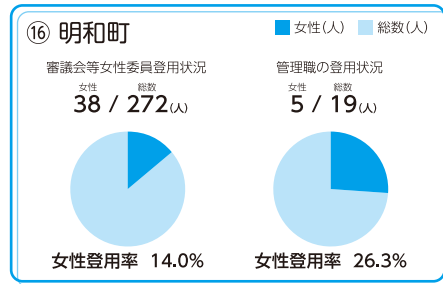
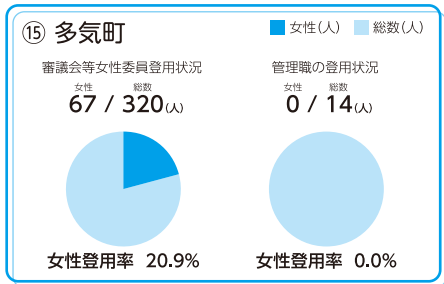
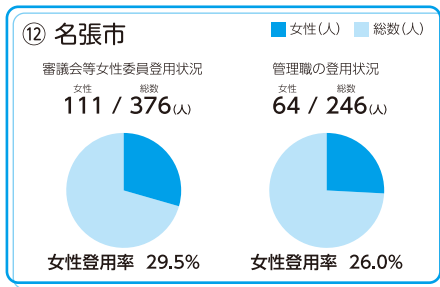
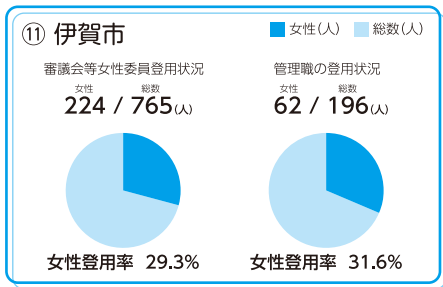
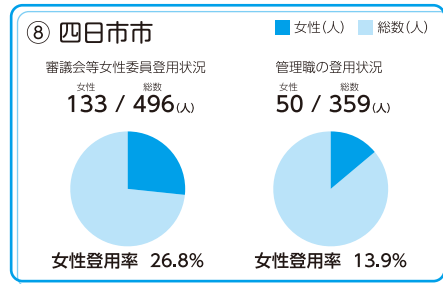
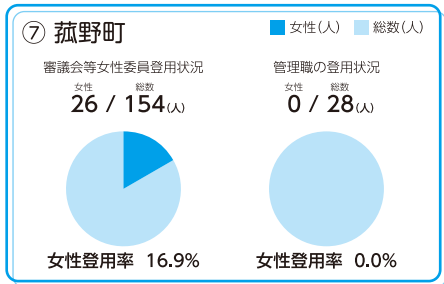
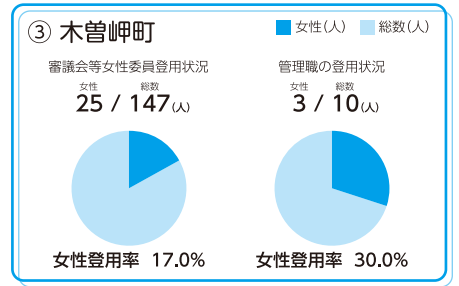
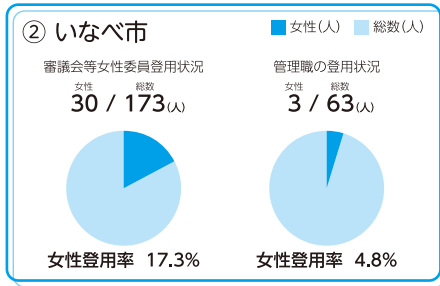
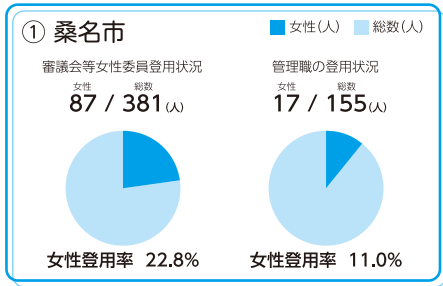
A～Fの役職を比較すると、『引き受ける』と答えた人の割合は「B 職場の管理職や役員」が45.5%と最も高くなっています。次いで、「A PTA、町内会などの代表」(44.5%)、「C 県や市町の審議会等の委員」(29.0%)の順で高くなっています。また、「断る(断るよう勧める)」と答えた人の割合は、「F 国会議員」が54.1%と最も高くなっています。

※「引き受ける」は、本来の選択肢の「引き受ける(引き受けることを勧める)」と「知識や能力のある分野なら引き受ける」、「時間に余裕があれば引き受ける」の割合を合計したものです。

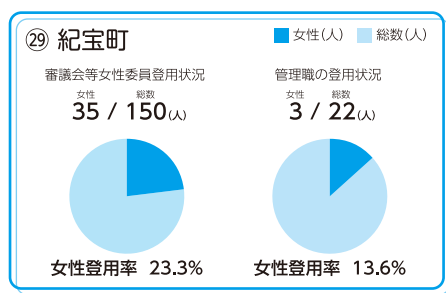
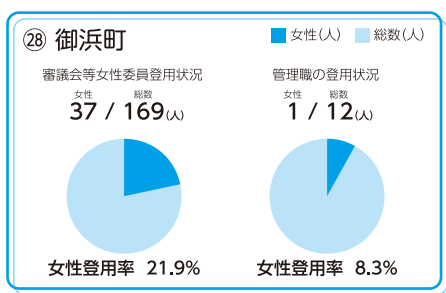
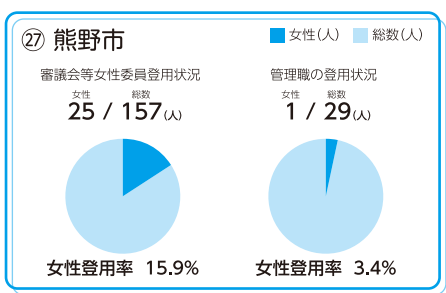
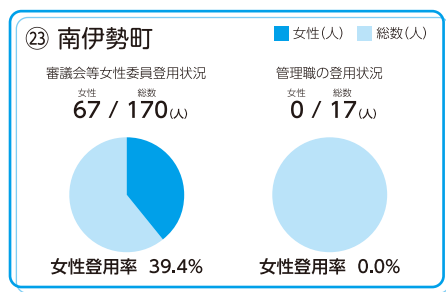
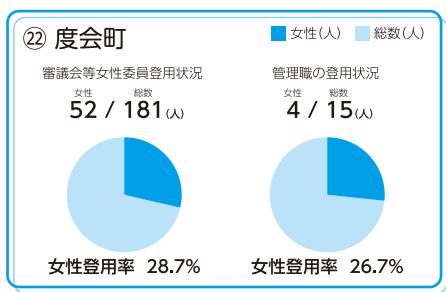
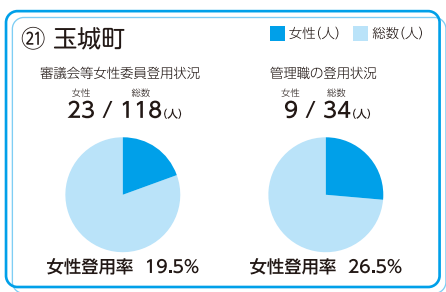
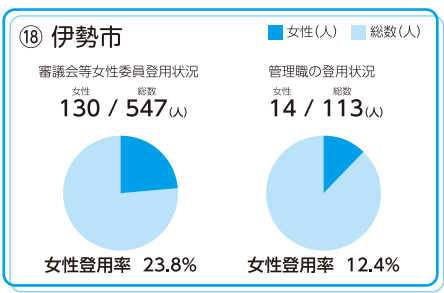
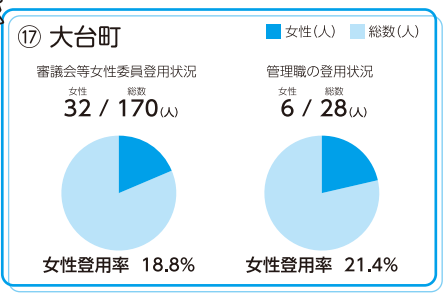
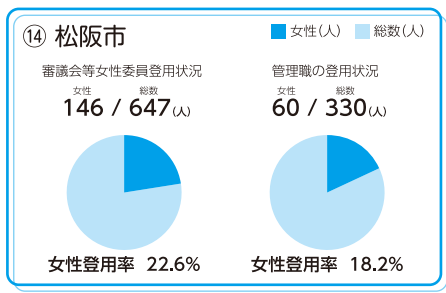
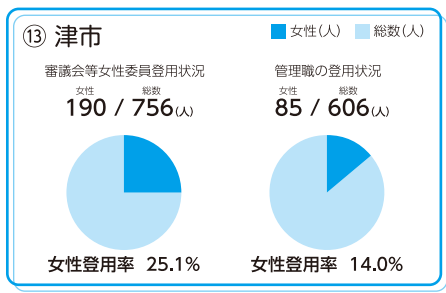
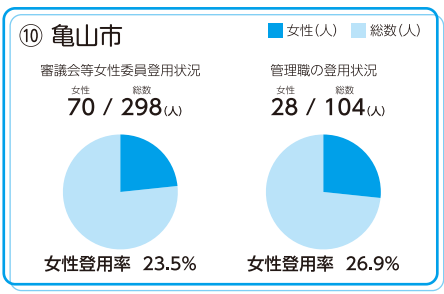
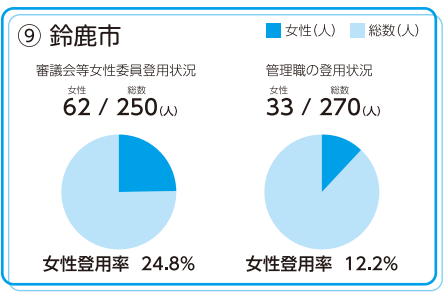
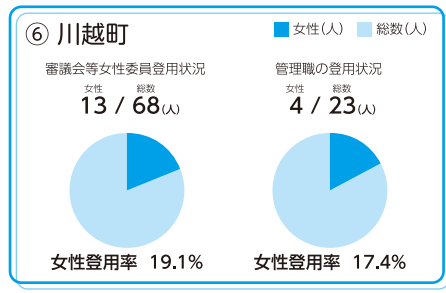
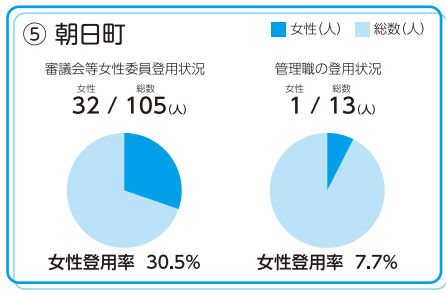
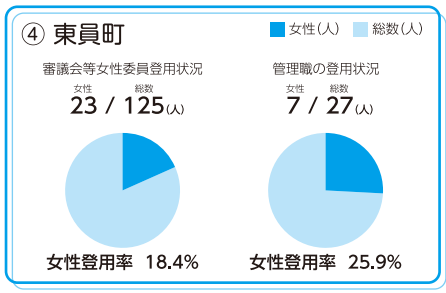
④7 女性の参画が少ない理由についての考え方(三重県、2009年)



④⑧ 県内市町における女性の意思決定の場への参画状況(2011年4月1日現在)



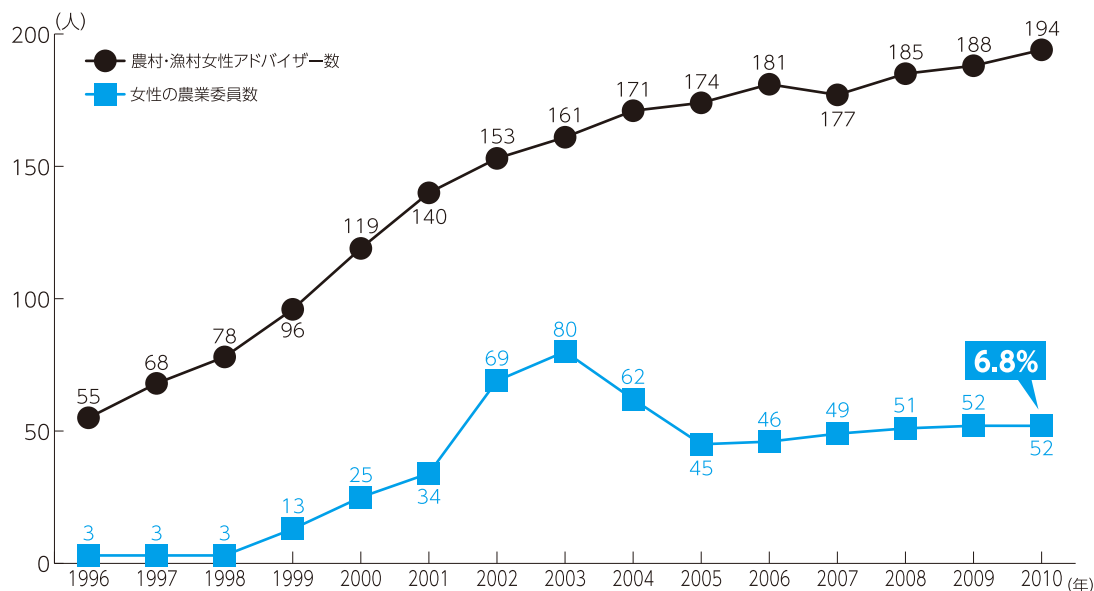
注 複数の自治体を含む広域圏で設置している審議会等は含んでいません。
 注 管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上の職をいう。



◆ 第八章 農業・漁業分野での女性の参画 ◆

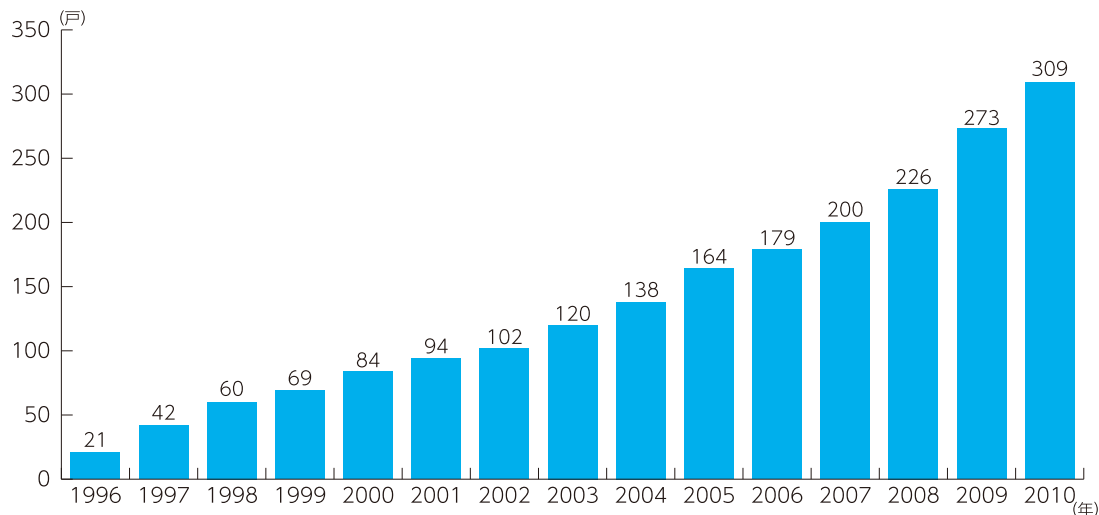
④9 女性の農業委員、農村・漁村女性アドバイザーの人数の推移(三重県)

農業委員のうち、女性の割合は6.8%である



⑤0 家族経営協定数の推移(三重県)

家族経営協定は年々増加している



家族経営協定

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決め、実行し、必要に応じて内容の見直しを行っていくことです。家族農業経営は、家族だからこその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするために、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

⑤1 性別でみた農林業自営業従業者数の推移(全国)

(単位:万人・%)

年	農林業				
	女性		男性		自営業従業者の 女性割合
	就業者総数	自営業従業者	就業者総数	自営業従業者	
1960	661	624	612	555	52.9
1970	442	432	401	381	53.1
1980	272	263	260	239	52.4
1990	204	194	206	189	50.7
2000	137	122	160	141	46.4
2010	97	73	137	108	40.3

注：自営業従業者=自営業主+家族従業者

⑤2 性、年齢階級別でみた農林業自営業主・家族従業者数、割合(全国、2010年)

(単位:万人・%)

	自営業主					家族従業者				
	年齢構成(歳)					年齢構成(歳)				
	総数	15~34	35~49	50~64	65~	総数	15~34	35~49	50~64	65~
女性	15	0	1	5	9	58	2	6	20	31
	(100.0)	(0.0)	(6.7)	(33.3)	(60.0)	(100.0)	(3.4)	(10.3)	(34.5)	(53.4)
男性	95	2	8	31	54	13	3	4	2	4
	(100.0)	(2.1)	(8.4)	(32.6)	(56.8)	(100.0)	(23.1)	(30.8)	(15.4)	(30.8)
女性割合	13.6	0.0	11.1	13.9	14.3	81.7	40.0	60.0	90.9	88.6

農林業自営業では、過半数の男女が65歳以上であり、その女性の多くは家族従業者です。

農山漁村の女性の自立と参画

女性は農業就業人口の約半数を占め、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしています。しかし、そのほとんどが家族従業者であり、「家族経営協定」の一層の普及・促進による女性の経済的自立を図るとともに、働きやすい就業や起業の環境を整える必要があります。また、農業委員等の女性の割合は少なく、意思決定の場への女性の参画が求められています。

◆ 第九章 男女共同参画に対する意識調査 ◆

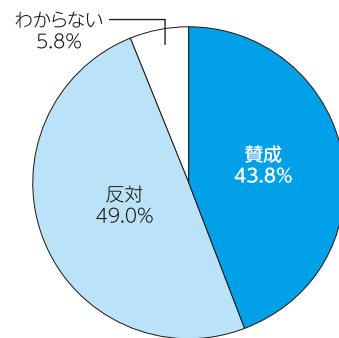
⑤3 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成？ 反対？

男女共同参画意識調査(各市町調査)

- 賛成
- 反対
- わからない・その他
- どちらともいえない

※市町によって異なるものを上記4つに分類してあります
詳しくは出典元を参照

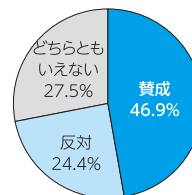
三重県全体



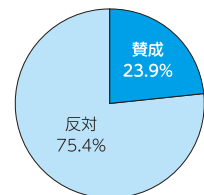
どの市町も実際には
詳しい聞き方をしています

- (例)
- ・賛成 ・どちらかといえば賛成
 - ・反対 ・どちらかといえば反対
 - ・わからない など…

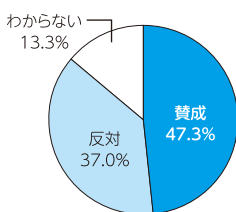
⑪伊賀市



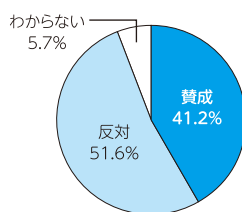
⑫名張市



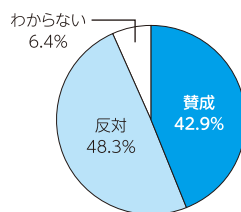
⑬津市



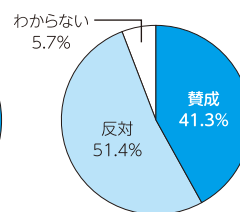
⑭松阪市



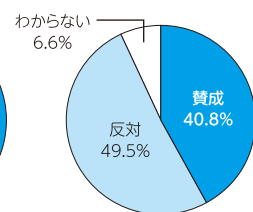
⑮多気町



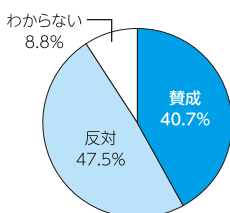
⑯明和町



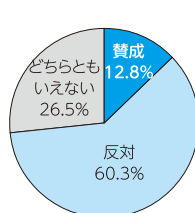
⑰大台町



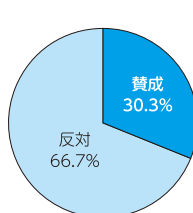
⑲紀北町



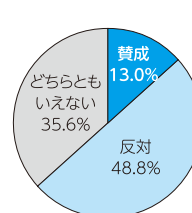
⑳尾鷲市



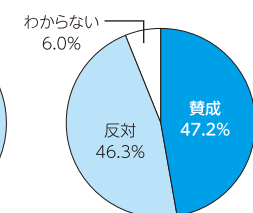
㉑熊野市

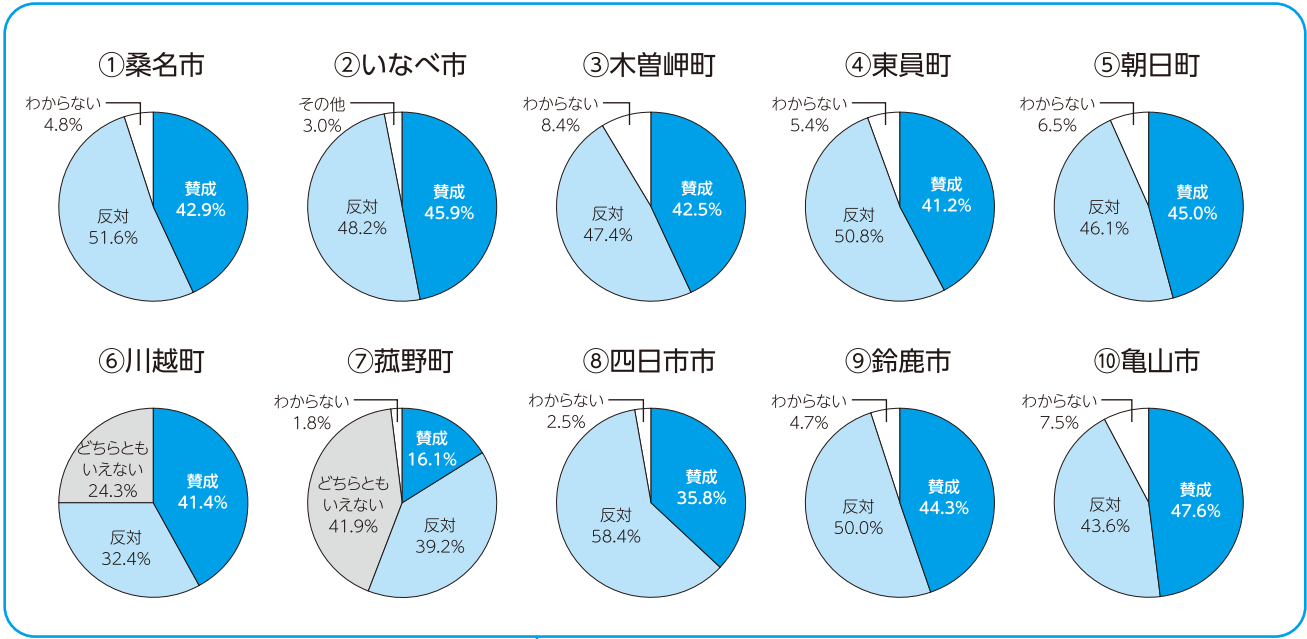


㉒御浜町

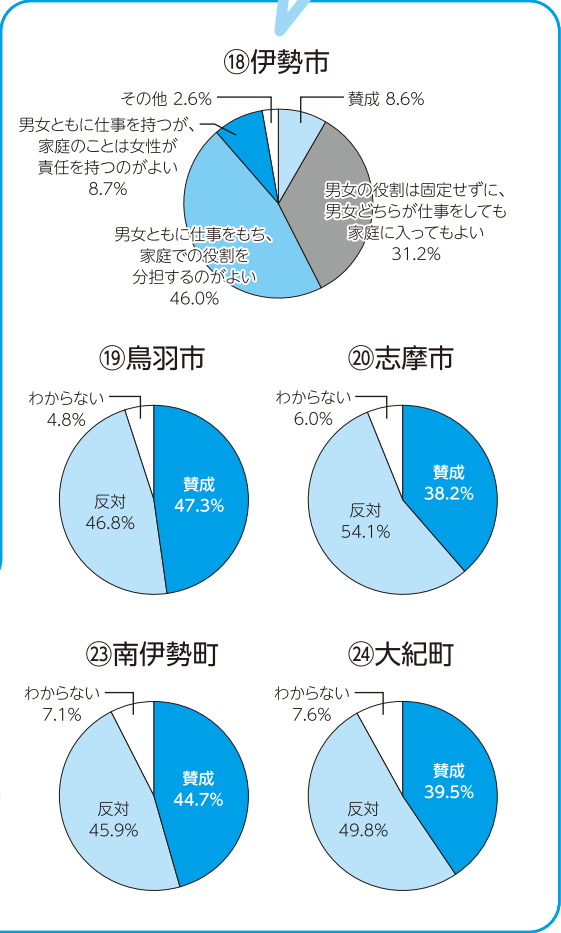
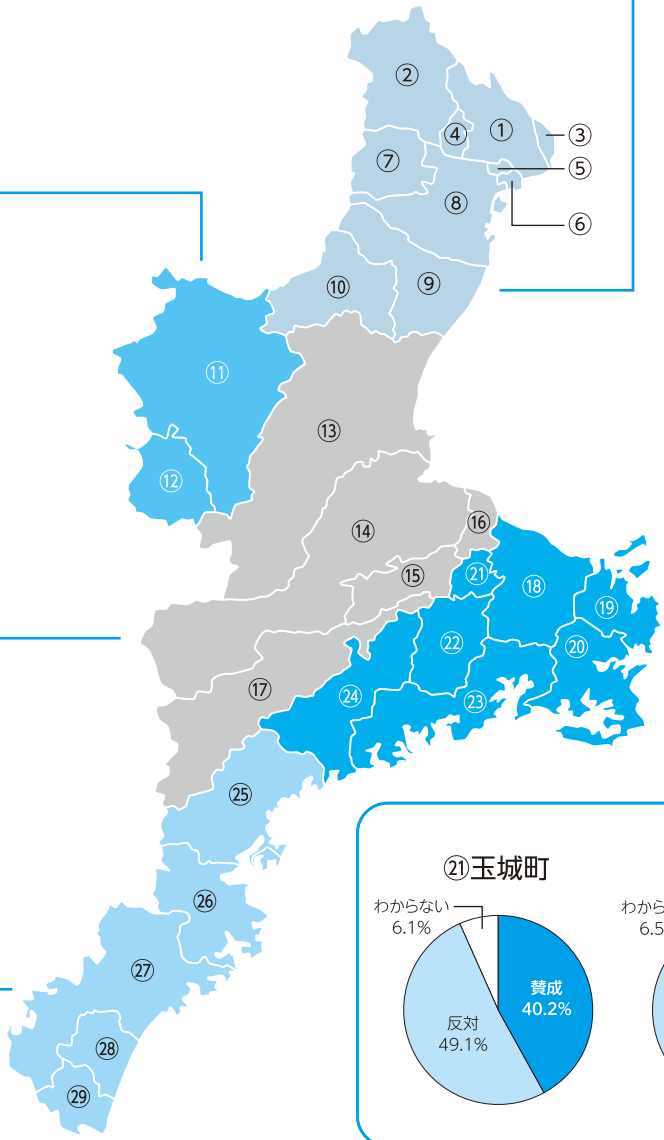


㉓紀宝町



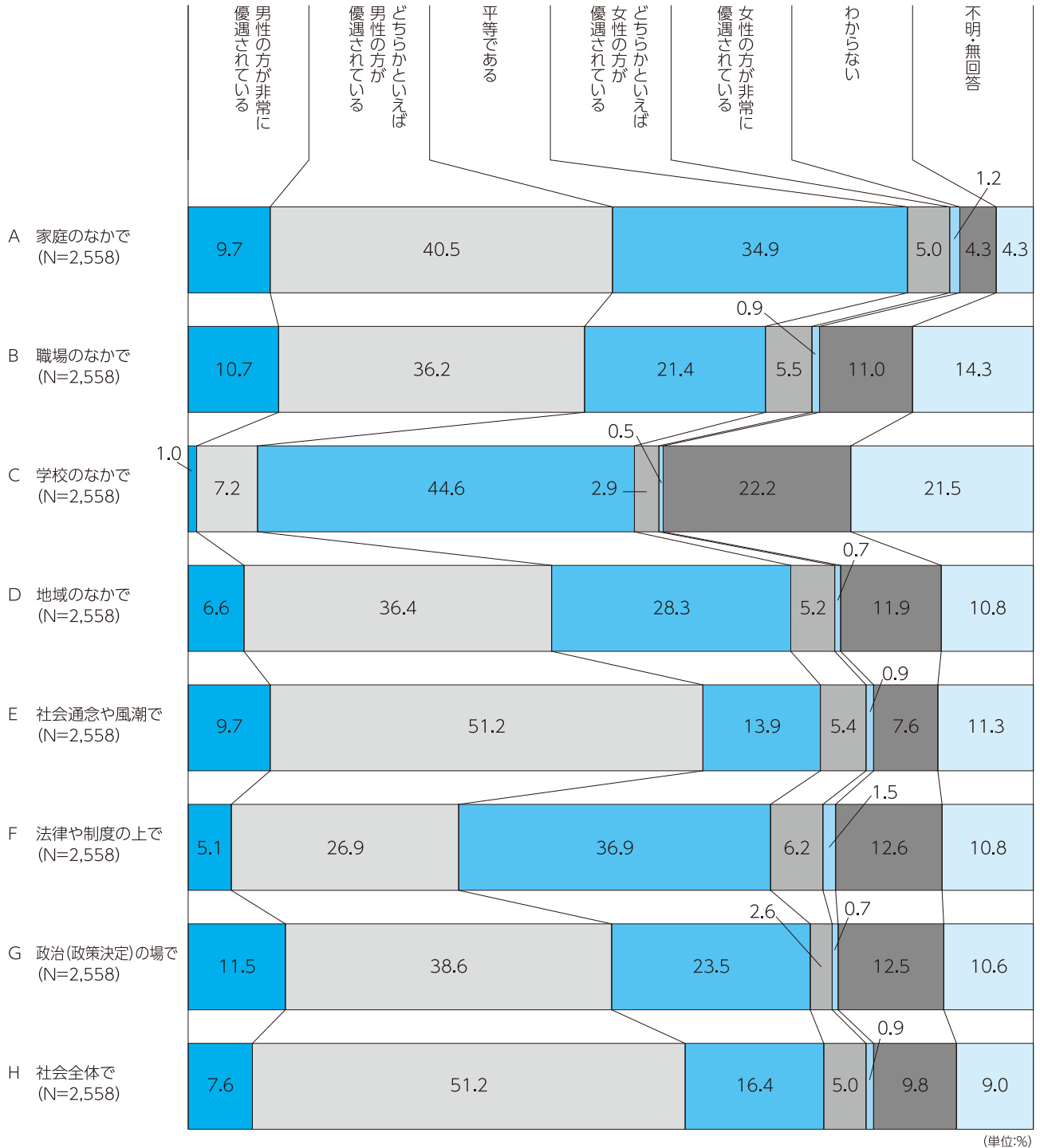


※注
伊勢市は他市町に比べ大きく異なる聞き方をしているため、項目を詳しく掲載しました



⑤4男女の平等感について(三重県、2009年)

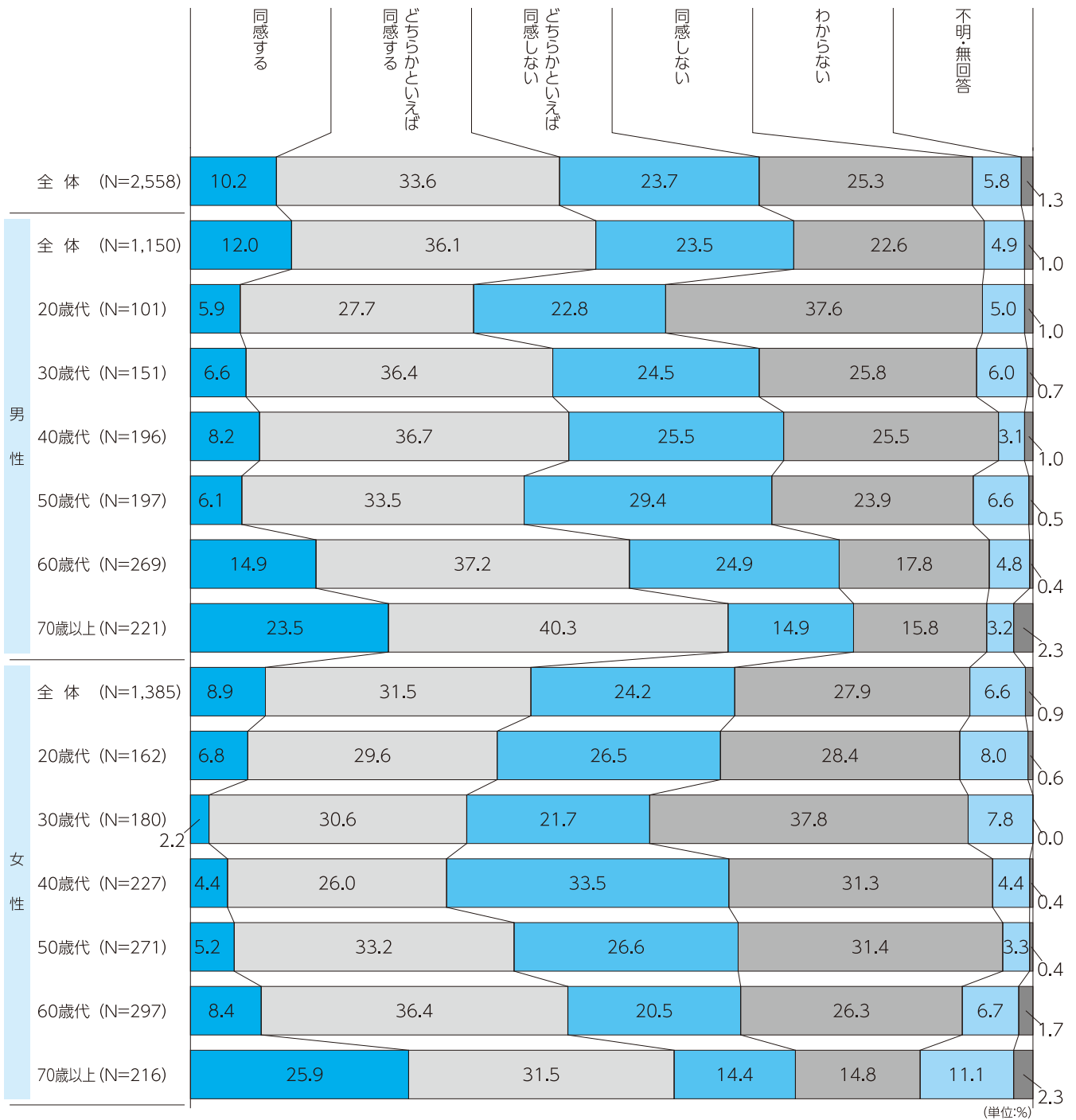
男女の地位は平等だと思いますか?



分野別比較では、「C 学校のなかで」と「F 法律や制度の上で」のみ「平等である」の割合が最も高いが、それ以外の分野では『男性の方が優遇されている』と答えた割合が高くなっています。特に「E 社会通念や風潮で」では6割以上、「A 家庭のなかで」「G 政治(政策決定)の場で」「H 社会全体で」では5割以上の方が『男性の方が優遇されている』と答えています。「C 学校のなかで」は、『平等である』と答えた人の割合が44.6%と最も高い値となっています。

※ 『男性の方が優遇されている』は、本来の選択肢の『男性の方が非常に優遇されている』『どちらかといえば男性の方が優遇されている』の割合を合計したもの。また、『女性の方が優遇されている』は『女性の方が非常に優遇されている』『どちらかといえば女性の方が優遇されている』の割合を合計したもの。

⑤「男は仕事、女は家庭」という考え方について(三重県、2009年)



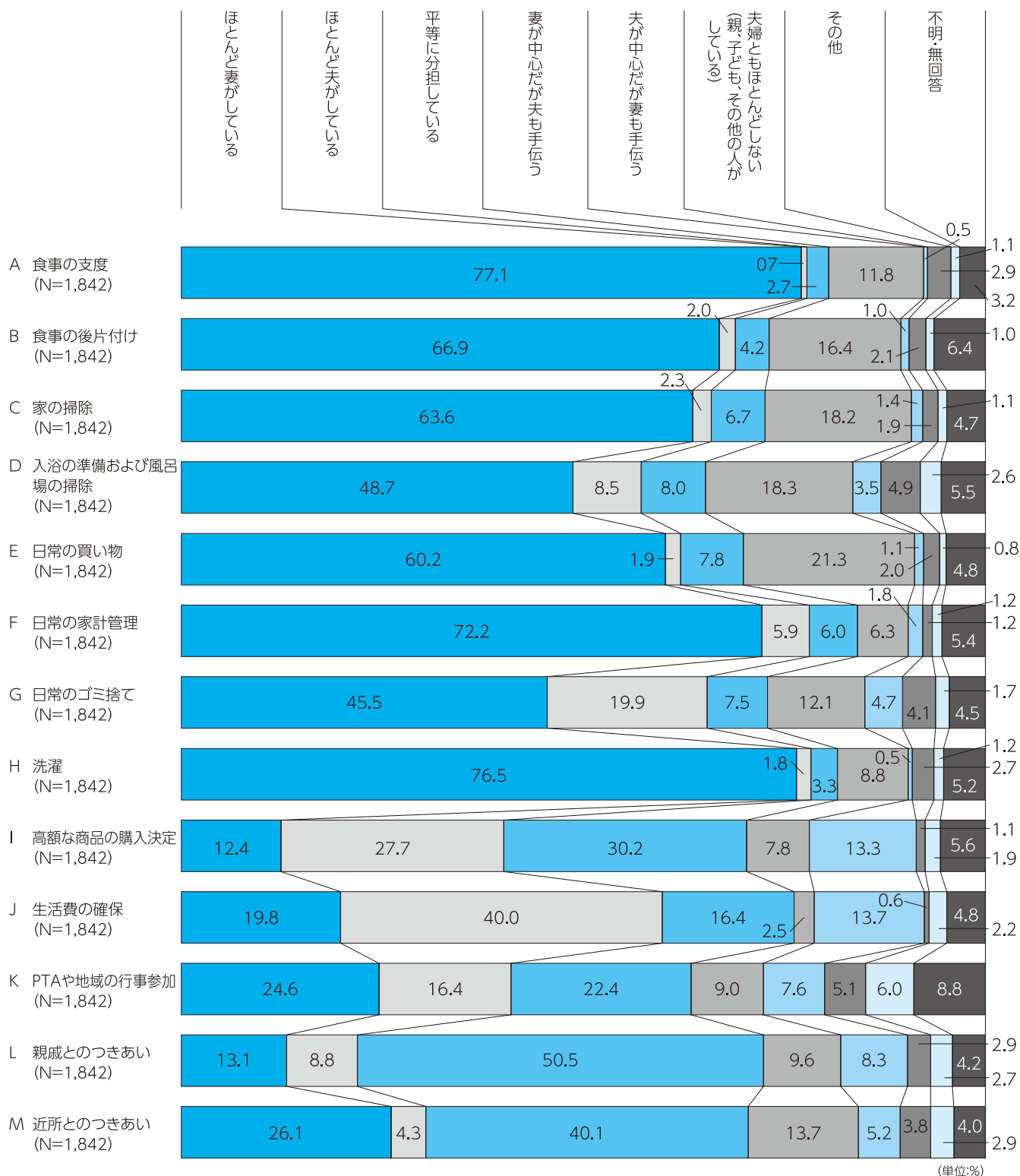
全体では、『同意する』と答えた人の割合は43.8%で『同意しない』(49.0%)より低い結果となっていますが、男性については『同意する』(48.1%)が『同意しない』(46.1%)を2.0%上回っています。女性は『同意しない』が52.1%で5割を超え、『同意する』(40.4%)を上回っています。

性別/年齢層別でみると、『同意する』と答えた人の割合は、70歳以上の男性が63.8%、女性が57.4%と、いずれも他の年齢層より高くなっています。

『同意しない』と答えた人は女性の40歳代が(64.8%)最も高く、次いで男性の20歳代(60.4%)、女性の30歳代(59.5%)となっています。

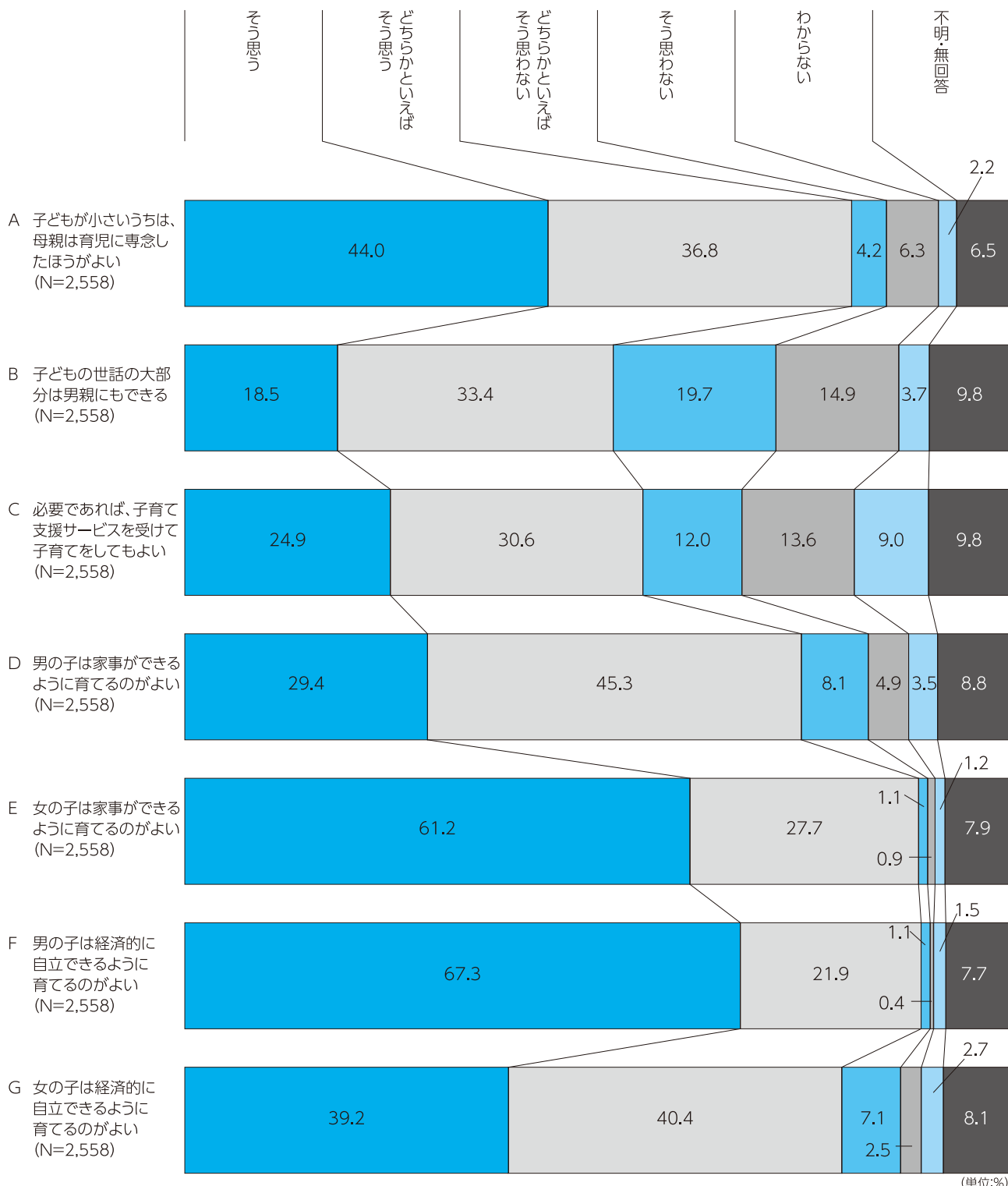
※『同意する』は本来の選択肢の『同意する』『どちらかといえば同意する』の割合を合計したものと、『同意しない』は『同意しない』『どちらかといえば同意しない』の割合を合計したものと。

⑤6 夫婦間での家事等の役割分担について(三重県、2009年)



各項目をみると、A~Hまでは『ほとんど妻がしている』と答えた人の割合が高く、特に「A 食事の支度」(77.1%)「H 洗濯」(76.5%)「F 日常の家計管理」(72.2%)はいずれも7割を超える結果となっています。『ほとんど夫がしている』の割合が高かったのは「J 生活費の確保」(40.0%)。また、『平等に分担している』の割合が最も高かったのは「L 親戚とのつきあい」(50.5%)となっています。

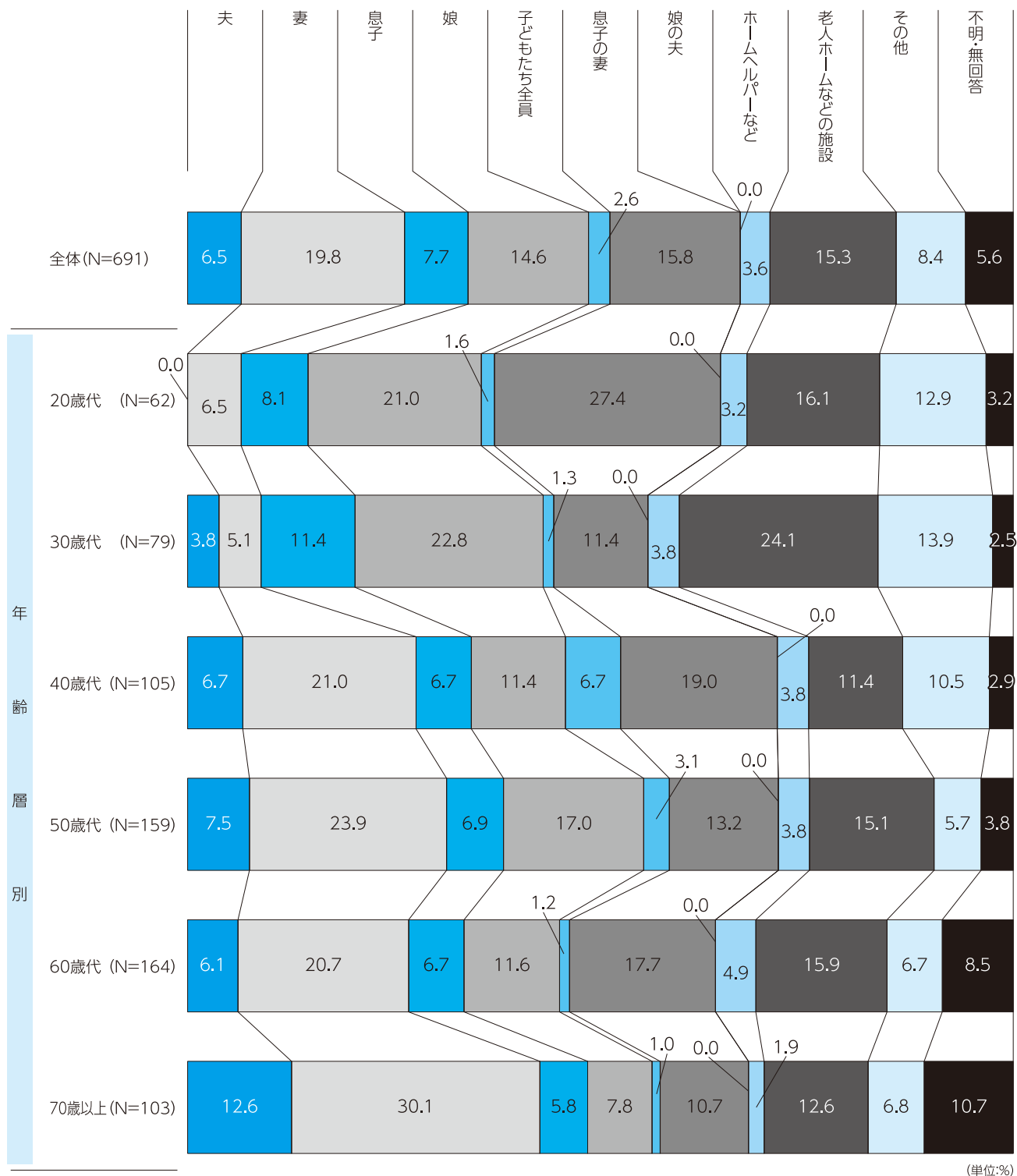
⑤7 子育てに関する考え方について(三重県、2009年)



各項目の中で『そう思う』と答えた割合が高かったのは、「F 男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」(89.2%)、次いで「E 女の子は家事ができるように育てるのがよい」(88.9%)です。『そう思わない』と答えた割合が高かったのは、「B 子どもの世話の大部分は男親にもできる」(34.6%)、続いて「C 必要であれば、子育て支援サービスを受けて子育てをしてもよい」(25.6%)となっています。

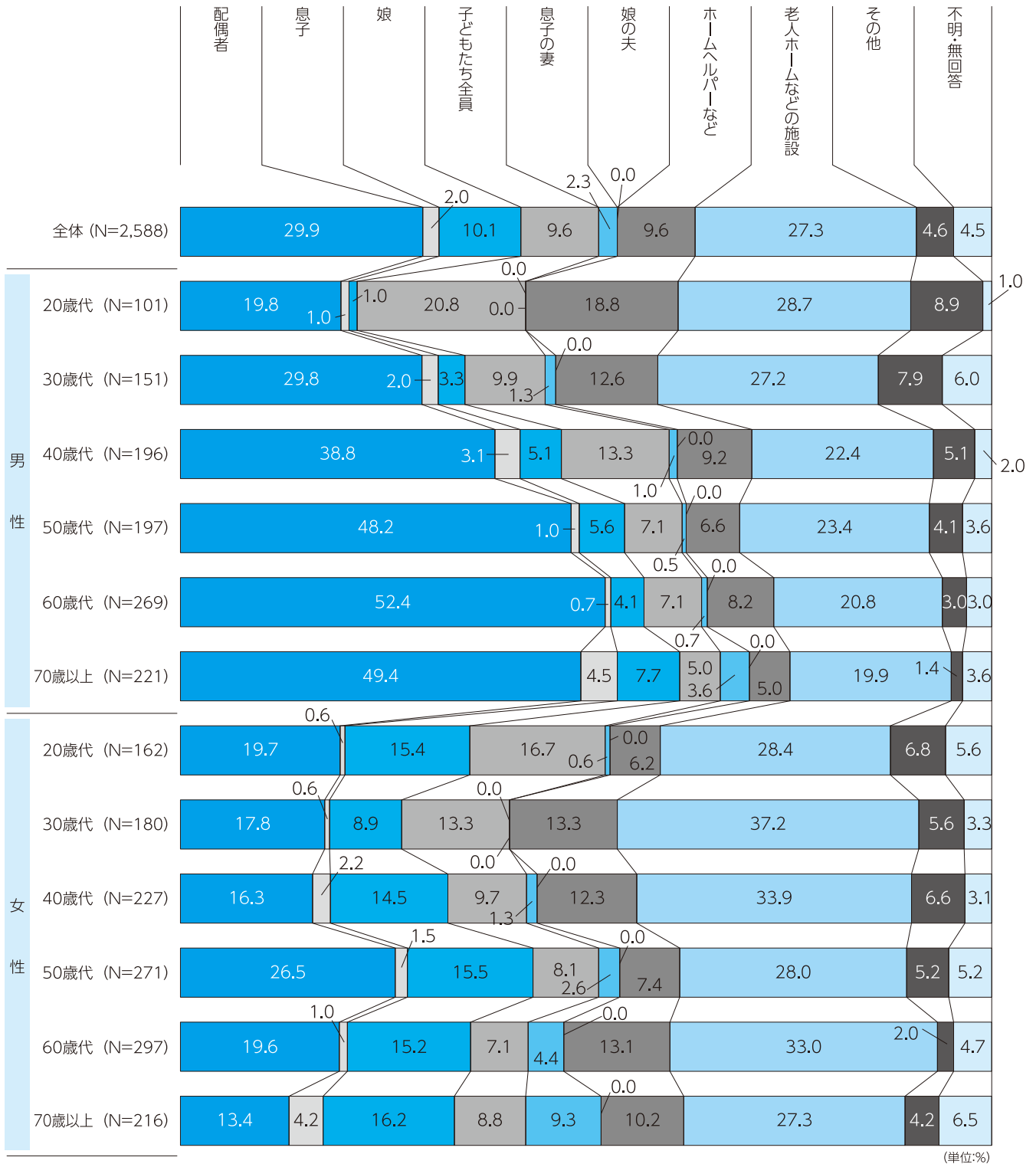
※『そう思う』は、本来の選択肢の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合を合計したものです。また、『そう思わない』は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の割合を合計したものです。

⑤8主に高齢者の世話をしている人(三重県、2009年)



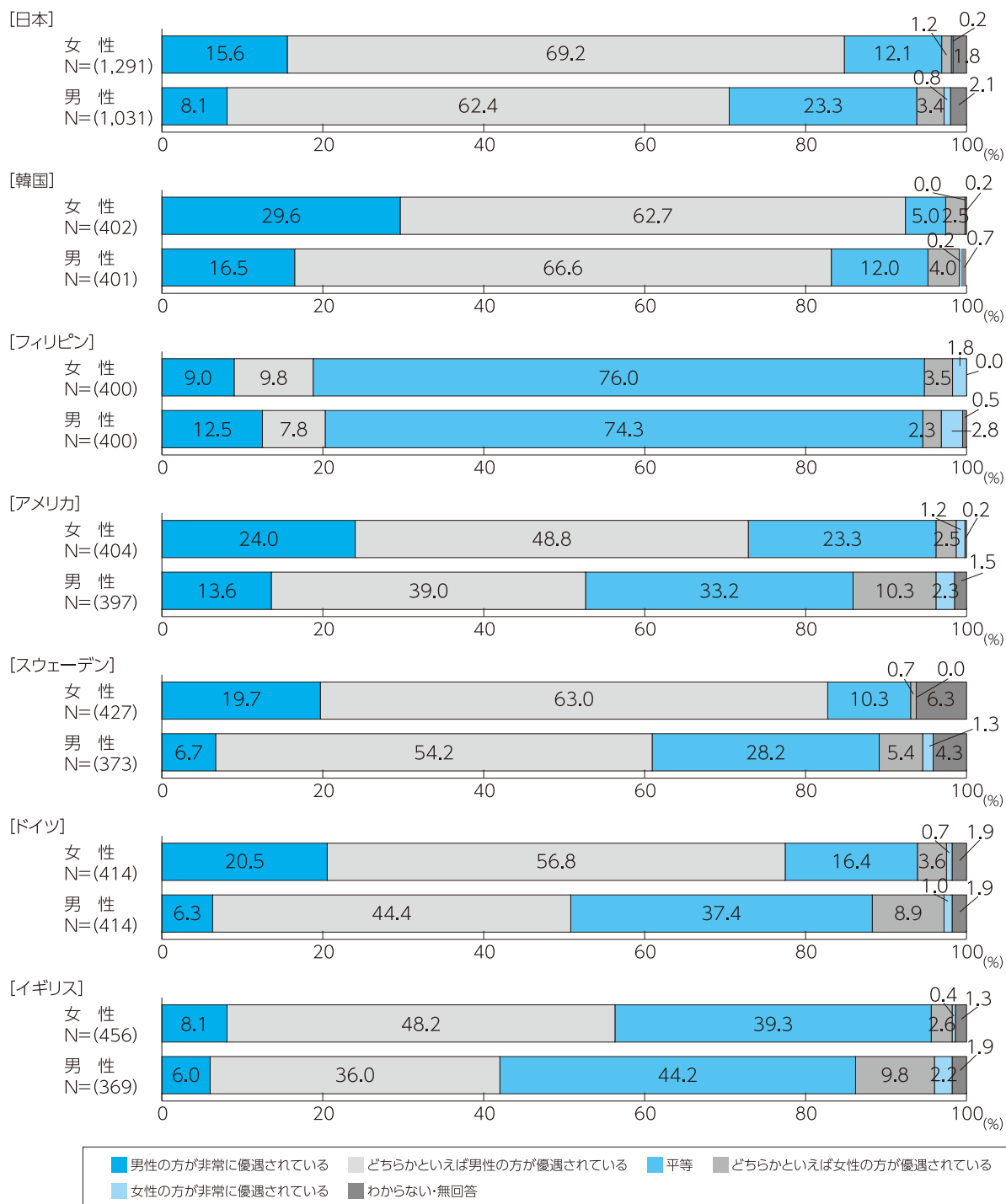
どの年齢層でも「娘」と答えた人が「息子」と答えた人の割合より高く、全体では約2倍となっています。また、「妻」と答えた人は40歳代以上では2割を超える状況です。

⑤9 将来誰に介護されたいか(三重県、2009年)



全体では、「配偶者」と答えた人の割合が高く29.9%、続いて「老人ホームなどの施設」が27.3%となっています。性別／年齢層別でみると、男性の20歳代、および女性の全年齢層で「老人ホームなどの施設」の割合が最も高くなっており、「配偶者」の割合は全年齢層において男性が女性を上回っています。20歳代の男性および女性では、「配偶者」「老人ホームなどの施設」に続いて「子どもたち全員」と答えた人の割合が、男性で20.8%、女性で16.7%と高くなっています。

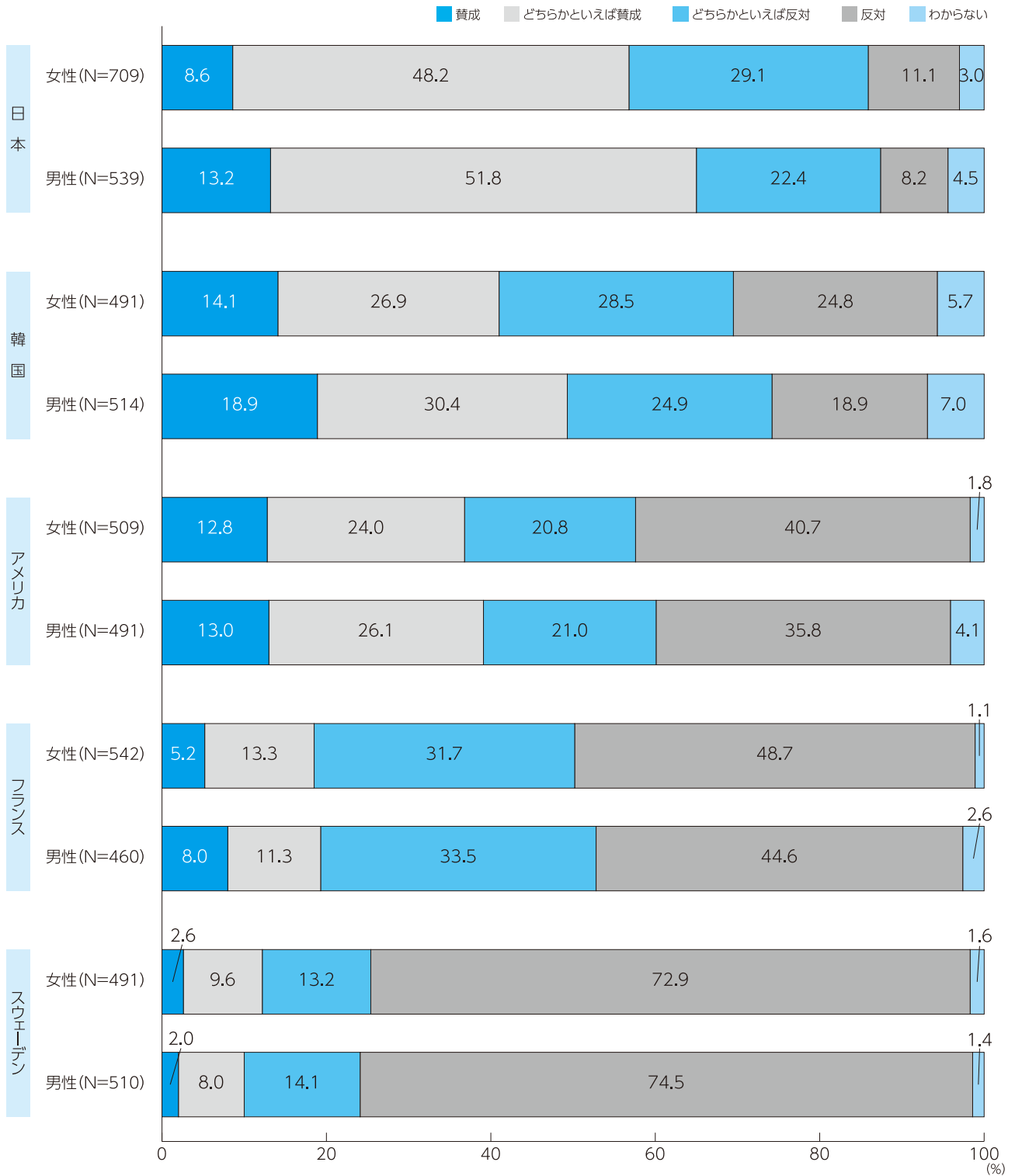
⑥0 男女の平等感について(国際比較、2002年)



『男性のほうが優遇されている』と答えた人の割合が高かったのは「韓国」で、女性が92.3%、男性が83.1%でした。「日本」の女性(84.8%)、「スウェーデン」の女性(82.7%)も高い値となっています。一方、『女性の方が優遇されている』と答えた人の割合が最も高かったのは「アメリカ」の男性(12.6%)、次いで「イギリス」の男性(12.0%)でした。『平等』の割合は女性より男性の方が高い値の国が多い中、「フィリピン」は女性の方が高く、男女ともに75%前後と非常に高い割合となっています。

※ 「男性の方が優遇されている」は、本来の選択肢の「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合を合計したものと、女性の方が優遇されている」は「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合を合計したものと。

⑥「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(国際比較、2010年)



『賛成』と答えた人の割合が高かったのは「日本」の男性で65.0%、女性が56.8%です。続いて「韓国」の男性(49.3%)、女性(41.0%)と続いています。『反対』と答えた人の割合が高かったのは「スウェーデン」で、男性(88.6%)、女性(86.1%)と非常に高い値を示しています。

※ 「賛成」は、本来の選択肢の「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合を合計したもの。また、「反対」は「反対」「どちらかといえば反対」の割合を合計したもの。

◆ 第十章 国際的にみた日本の女性の地位 ◆

「長寿」「知識」「人間らしい生活基準」を測定した『HDI(人間開発指数)』で日本は12位(187か国中)となっています。また、国の人間開発の達成が男女の不等によってどのくらい妨げられているかを示す『GII(ジェンダー不平等指数)』では、日本は14位(146か国中)です。いずれも他国と比較して高い順位となりましたが、日本の場合、HDIでは平均寿命や教育水準、所得などの数値、またGIIでは妊産婦死亡率などの保健分野や教育を受けた人の男女別割合などのデータ結果が比較的高いことから、それぞれの順位を上げたと考えられます。

一方、男女格差を測る指数である『GGI(ジェンダー・ギャップ指数)』は135か国中98位です。政治分野の女性割合や管理職に占める女性割合、また男女間の賃金格差などのデータが影響し、国際的にみて低い順位となっています。

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化したもの。具体的には、平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出しています。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されています。

- 【保健分野】・妊産婦死亡率・15～19歳の女性1,000人当たり出生数
- 【エンパワーメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)
- 【労働市場】・労働力率(男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。

②国際的にみた日本の女性の地位(国際比較、2011年)

順位	<HDI> 調査対象187ヶ国	<GII> 調査対象146ヶ国	<GGI> 調査対象135ヶ国
1	ノルウェー王国 : 0.943	スウェーデン王国 : 0.049	アイスランド共和国 : 0.8530
2	オーストラリア連邦 : 0.929	オランダ王国 : 0.052	ノルウェー王国 : 0.8404
3	オランダ王国 : 0.910	デンマーク王国 : 0.060	フィンランド共和国 : 0.8383
4	アメリカ合衆国 : 0.910	スイス連邦 : 0.067	スウェーデン王国 : 0.8044
5	ニュージーランド : 0.908	フィンランド共和国 : 0.075	アイルランド : 0.7830
6	カナダ : 0.908	ノルウェー王国 : 0.075	ニュージーランド : 0.7810
7	アイルランド : 0.908	ドイツ連邦共和国 : 0.085	デンマーク王国 : 0.7778
8	リヒテンシュタイン公国 : 0.905	シンガポール共和国 : 0.086	フィリピン共和国 : 0.7685
9	ドイツ連邦共和国 : 0.905	アイスランド共和国 : 0.099	レソト王国 : 0.7666
10	スウェーデン王国 : 0.904	フランス共和国 : 0.106	スイス連邦 : 0.7627
11	スイス連邦 : 0.903	大韓民国(韓国) : 0.111	ドイツ連邦共和国 : 0.7590
12	日本 : 0.901	ベルギー王国 : 0.114	スペイン : 0.7580
13	香港(中華人民共和国香港特別行政区) : 0.898	スペイン : 0.117	ベルギー王国 : 0.7531
14	アイスランド共和国 : 0.898	日本 : 0.123	南アフリカ共和国 : 0.7478
15	大韓民国(韓国) : 0.897	イタリア共和国 : 0.124	オランダ王国 : 0.7470
16	デンマーク王国 : 0.895	オーストリア共和国 : 0.131	英国 : 0.7462
17	イスラエル国 : 0.888	チェコ共和国 : 0.136	アメリカ合衆国 : 0.7412
18	ベルギー王国 : 0.886	オーストラリア連邦 : 0.136	カナダ : 0.7407
19	オーストリア共和国 : 0.885	ポルトガル共和国 : 0.140	ラトビア共和国 : 0.7399
20	フランス共和国 : 0.884	カナダ : 0.140	キューバ共和国 : 0.7394
21	スロベニア共和国 : 0.884	キプロス共和国 : 0.141	トリニダード・トバゴ共和国 : 0.7372
22	フィンランド共和国 : 0.882	イスラエル国 : 0.145	バハマ国 : 0.7340
23	スペイン : 0.878	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 : 0.151	オーストラリア連邦 : 0.7291
24	イタリア共和国 : 0.874	ギリシャ共和国 : 0.162	ブルンジ共和国 : 0.7270
25	ルクセンブルク大公国 : 0.867	ポーランド共和国 : 0.164	コスタリカ共和国 : 0.7266
26	シンガポール共和国 : 0.866	ルクセンブルク大公国 : 0.169	モザンビーク共和国 : 0.7251
27	チェコ共和国 : 0.865	クロアチア共和国 : 0.170	ニカラグア共和国 : 0.7245
28	英国 : 0.863	スロベニア共和国 : 0.175	アルゼンチン共和国 : 0.7236
29	ギリシャ共和国 : 0.861	リトアニア共和国 : 0.192	ウガンダ共和国 : 0.7220
30	アラブ首長国連邦 : 0.846	エストニア共和国 : 0.194	ルクセンブルク大公国 : 0.7216
31	キプロス共和国 : 0.840	スロバキア共和国 : 0.194	スリランカ民主社会主義共和国 : 0.7212
32	アンドラ公国 : 0.838	ニュージーランド : 0.195	ナミビア共和国 : 0.7177

順位	<HDI> 調査対象187ヶ国		<GII> 調査対象146ヶ国		<GGI> 調査対象135ヶ国	
33	ブルネイ・ダルサラーム国	0.838	アイルランド	0.203	バルバドス	0.7170
34	エストニア共和国	0.835	英国	0.209	オーストリア共和国	0.7165
35	スロバキア共和国	0.834	中華人民共和国(中国)	0.209	ポルトガル共和国	0.7144
36	マルタ共和国	0.832	ラトビア共和国	0.216	モンゴル国	0.7140
37	カタール国	0.831	クウェート国	0.229	リトアニア共和国	0.7131
38	ハンガリー	0.816	アラブ首長国連邦	0.234	ガイアナ共和国	0.7084
39	ポーランド共和国	0.813	ハンガリー	0.237	モルドバ共和国	0.7083
40	リトアニア共和国	0.810	ブルガリア共和国	0.245	パナマ共和国	0.7042
41	ポルトガル共和国	0.809	アルバニア共和国	0.271	スロベニア共和国	0.7041
42	バーレーン王国	0.806	マルタ共和国	0.272	ポーランド共和国	0.7038
43	ラトビア共和国	0.805	マレーシア	0.286	ロシア連邦	0.7037
44	チリ共和国	0.805	バーレーン王国	0.288	キルギス共和国	0.7036
45	アルゼンチン共和国	0.797	チュニジア共和国	0.293	エクアドル共和国	0.7035
46	クロアチア共和国	0.796	モルドバ共和国	0.298	チリ共和国	0.7030
47	バルバドス	0.793	アメリカ合衆国	0.299	ジャマイカ	0.7028
48	ウルグアイ東方共和国	0.783	ベトナム社会主義共和国	0.305	フランス共和国	0.7018
49	パラオ共和国	0.782	オマーン国	0.309	カザフスタン共和国	0.7010
50	ルーマニア	0.781	アゼルバイジャン共和国	0.314	クロアチア共和国	0.7006
51	キューバ共和国	0.776	リビア	0.314	ブルガリア共和国	0.6987
52	セーシェル共和国	0.773	モルディブ共和国	0.320	エストニア共和国	0.6983
53	バハマ国	0.771	トリニダード・トバゴ共和国	0.331	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.6966
54	モンテネグロ	0.771	バハマ国	0.332	ホンジュラス共和国	0.6945
55	ブルガリア共和国	0.771	ルーマニア	0.333	イスラエル国	0.6926
56	サウジアラビア王国	0.770	カザフスタン共和国	0.334	ギリシャ共和国	0.6916
57	メキシコ合衆国	0.770	ウクライナ	0.335	シンガポール共和国	0.6914
58	パナマ共和国	0.768	キューバ共和国	0.337	ウルグアイ東方共和国	0.6907
59	セルビア共和国	0.766	ロシア連邦	0.338	タンザニア連合共和国	0.6904
60	アンティグア・バーブーダ	0.764	アルメニア共和国	0.343	タイ王国	0.6892
61	マレーシア	0.761	タジキスタン共和国	0.347	中華人民共和国(中国)	0.6866
62	トリニダード・トバゴ共和国	0.760	ウルグアイ東方共和国	0.352	ボリビア多民族国	0.6862
63	クウェート国	0.760	モーリシャス共和国	0.353	ベネズエラ・ボリバル共和国	0.6861
64	リビア	0.760	コスタリカ共和国	0.361	ウクライナ	0.6861
65	ベラルーシ共和国	0.756	バルバドス	0.364	マラウイ共和国	0.6850
66	ロシア連邦	0.755	キルギス共和国	0.370	ボツワナ共和国	0.6832
67	グレナダ	0.748	アルゼンチン共和国	0.372	パラグアイ共和国	0.6818
68	カザフスタン共和国	0.745	チリ共和国	0.374	ルーマニア	0.6812
69	コスタリカ共和国	0.744	タイ王国	0.382	バングラデシュ人民共和国	0.6812
70	アルバニア共和国	0.739	モンゴル国	0.410	ガーナ共和国	0.6811
71	レバノン共和国	0.739	アルジェリア民主人民共和国	0.412	マダガスカル共和国	0.6797
72	セントクリストファー・ネイビス	0.735	ペルー共和国	0.415	スロバキア共和国	0.6797
73	ベネズエラ・ボリバル共和国	0.735	グルジア	0.418	ペルー共和国	0.6796
74	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.733	スリランカ民主社会主義共和国	0.419	イタリア共和国	0.6796
75	グルジア	0.733	フィリピン共和国	0.427	チェコ共和国	0.6789
76	ウクライナ	0.729	レバノン共和国	0.440	ブルネイ・ダルサラーム国	0.6787
77	モーリシャス共和国	0.728	トルコ共和国	0.443	ガンビア共和国	0.6763
78	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.728	ベネズエラ・ボリバル共和国	0.447	アルバニア共和国	0.6748
79	ジャマイカ	0.727	メキシコ合衆国	0.448	ベトナム社会主義共和国	0.6732
80	ペルー共和国	0.725	ブラジル連邦共和国	0.449	コロンビア共和国	0.6714
81	ドミニカ国	0.724	ジャマイカ	0.450	ドミニカ共和国	0.6682
82	セントルシア	0.723	ルワンダ共和国	0.453	ブラジル連邦共和国	0.6679
83	エクアドル共和国	0.720	ヨルダン・ハシェミット王国	0.456	マルタ共和国	0.6658
84	ブラジル連邦共和国	0.718	ナミビア共和国	0.466	アルメニア共和国	0.6654
85	セントビンセント及びグレナディーン諸島	0.717	エクアドル共和国	0.469	ハンガリー	0.6642
86	アルメニア共和国	0.716	シリア・アラブ共和国	0.474	グルジア	0.6624
87	コロンビア共和国	0.710	パラグアイ共和国	0.476	アンゴラ共和国	0.6624
88	イラン・イスラム共和国	0.707	ボリビア多民族国	0.476	ジンバブエ共和国	0.6607
89	オマーン国	0.705	ブルンジ共和国	0.478	メキシコ合衆国	0.6604
90	トンガ王国	0.704	ドミニカ共和国	0.480	インドネシア共和国	0.6594
91	アゼルバイジャン共和国	0.700	コロンビア共和国	0.482	アゼルバイジャン共和国	0.6577
92	トルコ共和国	0.699	イラン・イスラム共和国	0.485	セネガル共和国	0.6573
93	ベリーズ	0.699	エルサルバドル共和国	0.487	キプロス共和国	0.6567
94	チュニジア共和国	0.698	南アフリカ共和国	0.490	エルサルバドル共和国	0.6567
95	ヨルダン・ハシェミット王国	0.698	パナマ共和国	0.492	モーリシャス共和国	0.6529
96	アルジェリア民主人民共和国	0.698	ミャンマー連邦共和国	0.492	タジキスタン共和国	0.6526
97	スリランカ民主社会主義共和国	0.691	ベリーズ	0.493	マレーシア	0.6525
98	ドミニカ共和国	0.689	ブータン王国	0.495	日本	0.6514
99	サモア独立国	0.688	カンボジア王国	0.500	ケニア共和国	0.6493
100	フィジー共和国	0.688	インドネシア共和国	0.505	ベリーズ	0.6489

国際婦人年から今日までのあゆみ

「第2次三重県男女共同参画基本計画」より

平成23年5月現在

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977(S52)		「国内行動計画」策定	「婦人関係行政推進連絡会議」設置
1979 (S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981(S56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を 全庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」策定
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(H3)		「育児休業法」公布	
1994 (H6)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	三重県女性センター開館
1995 (H7)	第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	「みえの男女共同参画推進プラン-アイリスプラン21」策定(第3次)
1996 (H8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 (H10)			アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布(H13.1.1施行) 日本女性会議2000津開催

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
2001 (H13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2002 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定
2003 (H15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催 第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成
2004 (H16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	
2005 (H17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」の策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画策定
2007 (H19)		「配偶者暴力防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定
2008(H20)		「女性の参画加速プログラム」決定	
2009 (H21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (H23)			第2次三重県男女共同参画基本計画策定 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定

男女共同参画に関する三重県内市町の条例制定状況

平成24年4月1日現在

市町名	条例の名称	可決日	公布日	施行日
津市	津市男女共同参画推進条例	H19.3.29	H19.3.30	H19.3.30
四日市市	四日市市男女共同参画推進条例	H18.3.23	H18.3.28	H18.4.1
伊勢市	伊勢市男女共同参画推進条例	H19.3.26	H19.3.30	H19.4.1
松阪市 ※1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	H17.1.1	H17.1.1	H17.1.1
桑名市	桑名市男女共同参画推進条例	H21.9.29	H21.9.29	H21.9.29
鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画推進条例	H18.6.27	H18.6.29	H18.6.29
名張市	名張市男女共同参画推進条例	H17.9.28	H17.10.3	H18.4.1
尾鷲市	尾鷲市男女共同参画推進条例	H19.3.23	H19.4.1	H19.4.1
亀山市	亀山市男女が生き生き輝く条例	H20.6.18	H20.6.27	H20.7.1
鳥羽市	鳥羽市男女共同参画推進条例	H24.3.23	H24.4.1	H24.4.1
いなべ市	いなべ市男女共同参画推進条例	H20.3.21	H20.3.25	H20.4.1
伊賀市 ※2	伊賀市男女共同参画推進条例	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1
多気町	多気町男女共同参画推進条例	H19.6.26	H19.6.26	H19.6.26
三重県	三重県男女共同参画推進条例	H12.10.10	H12.10.13	H13.1.1

注： 旧桑名市の条例(桑名市の男女平等をすすめるための条例、H14.10.1施行)は、H16.12.6の市町村合併により失効。

※1 松阪市は合併後も旧松阪市の条例(H15.7.1施行)を継続。

※2 伊賀市は旧上野市の条例(上野市男女共同参画推進条例、H14.4.1施行)を一部改正のうえ継続。

男女共同参画に関する計画策定状況

平成24年4月1日現在

市町名	計画の名称	策定年月日	計画期間	計画の特徴
津市	津市男女共同参画基本計画	H20.7	H20～H25.3	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向を示すものとして策定した。
四日市市	男女共同参画プランよっかいち	H22.3.1	H22.3～H26.3	平成18年4月施行の四日市市男女共同参画推進条例に基づく初めての基本計画。数値目標を掲げた実施計画も、平成23年策定済。
伊勢市	伊勢市男女共同参画基本計画～れいんぼうプラン～	H20.3.31	H20.4～H25.3	平成17年の4市町村の合併後、新しい市として都市宣言、条例制定に続き、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的にすすめる指針として策定。
松阪市	松阪市男女共同参画プラン	H23.8.2	H23～H28.3	
桑名市	桑名市男女共同参画基本計画	H21.3	H21.4～H31.3	
鈴鹿市	男女共同参画基本計画	H22.7.26	H22～H27.3	基本計画の成果指標と重点基本課題を設定した。
名張市	名張市男女共同参画基本計画	H19.3.26	H19.4～H27.3	全庁的な取組として、各関係部門と連携しながら推進を図り、具体的な取組の進捗管理として実施計画を作成し、事業の推進を図る。
尾鷲市	尾鷲市男女共同参画推進基本計画	H20.4.1	H20.4～H24.3	
亀山市	亀山市男女共同参画基本計画2012	H24.3.23	H24.3～H29.3	
鳥羽市	鳥羽市第2期男女共同参画基本計画～ほほえみプラン～	H22.3.24	H22.4～H32.3	
熊野市	熊野市男女共同参画ステッププラン第2次基本計画	H24.3	H24.3～H29.3	
いなべ市	いなべ市男女共同参画推進計画	H20.2.26	H20.4～H25.3	数値目標として、男女共同参画の認知度(70%)、および審議会等における女性の登用率(40%)を掲げている。
志摩市	志摩市男女共同参画推進プラン(改訂版)～志摩おもいやりプラン～	H23.3	H23.4～H28.3	
伊賀市	第2次伊賀市男女共同参画基本計画	H23.3.24	H23.4～H28.3	二つの重点施策を定めている。
東員町	東員町男女共同参画プラン	H19.3	H19.4～H24.3	町が男女共同参画に関する施策を推進するための基本目標と具体的な施策を定め、同時に町民や事業者も協力する責務を有することを明記。
菰野町	第2次菰野町男女共同参画推進プラン	H23.3	H23.4～H28.3	町民意識調査を基礎資料として策定。「男女共同参画社会を実現するまちづくり」を基本理念に掲げ、3つの目標を定め町民全体の課題として施策を推進。
朝日町	かがやくあさひ 男女共同参画基本計画	H24.3	H24.4～H34.3	
川越町	川越町男女共同参画推進計画	H20.3	期間設定無し	概要版も作成。中学生に対しても町民意識調査のアンケートを実施した。
多気町	多気町男女共同参画推進基本計画	H23.3	H23.4～H28.3	
大台町	大台町男女共同参画基本計画	H24.3	H24.4～H29.3	
玉城町	玉城町男女共同参画計画	H24.3	H24.4～H29.3	
御浜町	御浜町男女共同参画推進基本計画	H22.12	H22.4～H26.3	「御浜町男女共同参画に関するアンケート」を参考に策定。
紀宝町	紀宝町男女共同参画プラン	H22.3	H22.4～H27.3	男女共同参画の推進に向け、計画期間における5つの重点取組を設定し、それぞれに目標を掲げている。
三重県	第2次三重県男女共同参画基本計画	H23.3	H23.4～H32.3	県の現状等をふまえ、政策・方針決定過程への女性の参画促進、男女共同参画についての男性の理解促進や子どもの頃から理解促進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、7つの重点項目を設定。

■男女共同参画用語■

■あ行

アンパイドワーク 無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には介護・看護、育児、買い物、社会的行動が無償労働の範囲とされています。

育児・介護休業法 育児・介護休業法は、平成21年6月に改正され、一部を除き、平成22年6月30日から施行。育休期間が延長される「パパ・ママ育休プラス」制度などが新たに導入されました。

M字型曲線 (M字カーブ) 女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代を谷にアルファベットの「M」に似たカーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。日本や韓国はM字型を描いていますが、女性・男性ともに台形型の曲線を描いている国も多くあります。

エンパワーメント 力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

■か行

国連婦人の地位委員会 (CSW) 経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行います。

固定的性別役割分担 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

■さ行

仕事と子育ての両立支援 少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、日本の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定しました。

ジェンダー (社会的性別) 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。

次世代育成支援対策推進法 (次世代法) 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。平成27年3月末までの時限立法。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体および事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講じる法律。

女子(女性)差別 撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に批准しました。

人身取引 (トラフィッキング)

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条による定義は、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは低い弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める」となっています。

セクシュアル・ ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

た行

男女共同参画 基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行は平成22年12月17日閣議決定した第3次基本計画です。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定、平成14年に「三重県男女共同参画基本計画」(平成19年一部改訂)、平成23年3月に「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定しています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会 基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

男女雇用機会均等法

労働者が、性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられ、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを定めた法律。

募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別を禁止しています。

男女共同参画 推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。

ドメスティック・ バイオレンス

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった者からの暴力をいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力を含む)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むもの」として定義されています。

な行

内閣府 男女共同参画局

平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。

は行

ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」ともいう。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ら行

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあつたチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

わ行

ワーク・ライフ・ バランス (仕事と生活の調和)

「やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限に発揮すること」です。また、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。具体的には、男女ともに就労による経済的自立が可能で、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、また、多様な働き方・生き方が選択できる社会が求められています。

資料出所

- ① 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)
三重県「月別人口調査年齢別人口(年報)」(平成23年度)
- ② 厚生労働省「平成17年都道府県別生命表の概況」
- ③ 国立社会保障・人口問題研究所「人口動態統計資料集」
厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)
- ④ 総務省統計局「国勢調査」(昭和55～平成22年)
- ⑤ 厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)
- ⑥ 総務省統計局「国勢調査」(昭和25年～平成22年)
厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)
- ⑦ 最高裁判所「司法統計年報」(平成22年度)
- ⑧ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ⑨ 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)独身者調査」(2010年)
- ⑩ 総務省「国勢調査」(昭和30年～平成22年)
- ⑪ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)
- ⑫ 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成19年)
総務省統計局「国勢調査」(平成22年)
- ⑬ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ⑭ 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成19年)
- ⑮ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)
- ⑯ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)
- ⑰ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ⑱ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ⑲ 総務省統計局「社会生活基本調査」(平成18年)
- ⑳ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ㉑ 総務省統計局「社会生活基本調査」(平成18年)
- ㉒ 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成23年)
- ㉓ 三重県「三重統計書」(昭和45～平成24年刊)
文部科学省「学校基本調査」(平成23年度)
- ㉔ 文部科学省「学校基本調査」(平成23年度)
- ㉕ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
総務省統計局「科学技術研究調査」(平成23年)
- ㉖ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ㉗ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ㉘ 三重県感染症情報センター ホームページ
- ㉙ 厚生労働省「衛生行政報告例」(平成15～22年)
- ㉚ 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計データブック2012」
- ㉛ 三重県「第2次三重県男女共同参画基本計画」(平成23年度)
- ㉜ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力に関する調査研究」(平成20年10～11月調査)
- ㉝ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ㉞ 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画データブック2012」
- ㉟ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)

- ③⑥ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ③⑦ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ③⑧ 厚生労働省「福祉行政報告例」(平成22年)
- ③⑨ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成23年版)
- ④⑩ 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成9～24年)
- ④⑪ 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成20～24年)
- ④⑫ 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成9～24年)
内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について」(平成13～24年)
- ④⑬ 文部科学省「学校基本調査」(平成23年度)
- ④⑭ 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について」(平成13～24年)
内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年)
- ④⑮ 三重県「三重県内における男女共同参画施策等の推進状況」(平成21～23年度版)
- ④⑯ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ④⑰ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ④⑱ 三重県「三重県内における男女共同参画施策等の推進状況」(平成23年度版)
- ④⑹⑵ 三重県「三重県男女共同参画基本計画」(平成14年)
三重県「三重県男女共同参画基本計画 改訂版」(平19年)
三重県「第2次三重県男女共同参画基本計画」(平成23年)
三重県「三重県男女共同参画年次報告」(平成15～23年)
- ⑵⑴⑵ 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計データブック2012」
- ⑵⑴⑶ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成21年度)／桑名市「男女共同参画に関するアンケート調査」(平成19年度)／いなべ市「いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査」(平成18年度)／木曾岬町「木曾岬町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成23年度)／東員町「男女共同参画に関する町民意識調査」(平成23年度)／朝日町「朝日町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成23年度)／川越町「男女共同参画に関する住民意識調査」(平成18年度)／菰野町「男女共同参画に関する町民意識調査」(平成22年度)／四日市市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年度)／鈴鹿市「鈴鹿市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成21年度)／亀山市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成23年度)／伊賀市「男女共同参画に関する意識調査」(平成21年度)／名張市「名張市総合計画「理想郷プラン」にかかる市民意識調査」(平成22年度)／津市「津市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成19年度)／松阪市「松阪市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成22年度)／多気町「男女共同参画に関する多気町民意識と生活基礎調査」(平成22年度)／明和町「明和町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成22年度)／大台町「大台町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成22年度)／伊勢市「伊勢市男女共同参画に関する市民アンケート」(平成21年度)／鳥羽市「男女共同参画に関する市民意識アンケート調査」(平成20年度)／志摩市「志摩市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年度)／玉城町「玉城町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成21年度)／度会町「度会町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成23年度)／南伊勢町「南伊勢町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成22年度)／大紀町「大紀町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成23年度)／紀北町「紀北町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」(平成23年度)／尾鷲市「尾鷲市住民アンケート」(平成18年度)／熊野市「熊野市まちづくりアンケート調査」(平成22年度)／御浜町「御浜町男女共同参画に関するアンケート」(平成15年度)／紀宝町「紀宝町男女共同参画に関する意識調査」(平成21年度)
- ⑵⑴⑷⑸ 三重県「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査報告書」(平成21年9月調査)
- ⑵⑴⑸ 内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較」(2002年)
- ⑵⑴⑹ 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画データブック2012」
- ⑵⑴⑺ 国連開発計画(UNDP)「2011 Human Development Report」
The World Economic Forum「The Global Gender Gap Report 2011」

おわりに

男女共同参画社会は、我々が目指すべき社会の一つである。しかし漠然と目指すのではゴールは見えぬ非効率である。そこで現在の立ち位置を確認する必要があり、そのことによって目標や成果が具体的になる。特にエビデンス・ベースド（科学的根拠に基づく）な政策議論が中心的である現在、データによる現状把握は最低限の要件である。

こうした問題意識から本データブックは刊行された。目を通していただいた方は、三重県の現状や全国との違い、さらに日本と世界の違いなどが具体的にわかったと思う。また、データだけではなく、キーワードなどの説明もあり、勉強になったことも多いのではないだろうか。本データブックが今後も定期的に発行されることで、三重県の男女共同参画における「成長の記録」を観察できるのは、政策立案者や学識者だけではなく、あらゆる人にとって有益であろう。

最後に、本データブック作成に尽力したフレンテみえの職員および関係者の方に感謝申し上げたい。三重県にとっては初の男女共同参画に関するデータブックであり、内容構成やデータ収集に苦勞をされたことと思う。このデータブックがより多くの人役に立つことで、その苦勞が報われることを願っている。

三重大学人文学部准教授

水落 正明

統計でみる三重の男女共同参画データブック

発行：三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

監修：水落 正明（三重大学人文学部准教授）

協力：独立行政法人 国立女性教育会館
「統計でみる三重の男女共同参画」学習会

2012(平成24)年3月

公益財団法人 三重県文化振興事業団
三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234
TEL:059-233-1130 FAX:059-233-1135
E-mail: frente@center-mie.or.jp
URL: <http://www3.center-mie.or.jp/center/frente/>

